

屋外広告物等の安全性確保に関する実態調査

資料編

平成 29 年 11 月

北海道管区行政評価局

資料編目次

1 屋外広告物に係る規制の概要及び落下等事故の発生状況

表1-①	屋外広告物法（昭和24年法律第189号。最終改正：平成23年法律第61号）〈抜粋〉	1
表1-②	6自治体における屋外広告物条例等関係規定	3
表1-③	地方自治法（昭和22年法律第67号）〈抜粋〉	4
表1-④	北海道から屋外広告物に関する事務・権限の移譲を受けている市町村 （平成29年4月1日現在）	4
表1-⑤	「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和39年3月27日付け建設都総発第7号 都市総務課長通達）新旧対照表（管理義務、点検関係）〈抜粋〉	5
表1-⑥	「屋外広告物条例ガイドライン（案）」運用上の参考事項〈抜粋〉	6
表1-⑦	屋外広告物点検基準（案）（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団 法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）	7
表1-⑧	道路法（昭和27年法律第180号。最終改正：平成28年法律第19号）〈抜粋〉	9
表1-⑨	道路法施行令（昭和27年政令第479号。最終改正：平成29年政令第2号）〈抜粋〉	10
表1-⑩	「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」 （昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長宛て 建設省道路局長通達）（直近改正：平成18年11月15日国道利第31号）〈抜粋〉	11
表1-⑪	「突出看板の安全確保について」 （平成27年4月7日付け国道利第1号各地方整備局道路部長・北海道開発局建設部長 ・沖縄総合事務局開発建設部長宛て国土交通省道路局路政課長通知）	11
表1-⑫	工作物に係る建築基準法令〈抜粋〉	12
表1-⑬	定期調査報告に係る建築基準法令〈抜粋〉	12
表1-⑭	「屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について」 （平成27年6月5日付け各都道府県、指定都市、中核市、景観行政団体又は歴史的 風致の維持及び向上に関する法律の認定市町村（屋外広告物条例制定市町村）屋外広 告物担当課長宛て国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長事 務連絡）	13
表1-⑮	屋外広告物の落下等事故の発生状況	15
表1-⑯	落下等屋外広告物の許可等の状況（平成24年度～29年6月）	15
表1-⑰	屋外広告物の落下等事故の概要（平成24年度～29年6月）	16

2 各関係法令における屋外広告物の安全性確保の実施状況

(1) 屋外広告物条例における安全性確保の実施状況

表 2-(1)-ア-①	新規許可申請時における提出資料及び現地確認の実施状況	22
表 2-(1)-ア-②	条例制定自治体における「点検」等に関する規定内容<抜粋>	23
表 2-(1)-ア-③	安全点検報告書及び添付するカラー写真に関する規定及び運用に 関する事項	24
表 2-(1)-ア-④	条例制定自治体における「除却義務」等に関する規定内容<抜粋>	25
表 2-(1)-ア-⑤	固定広告物の許可申請等件数	26
表 2-(1)-ア-⑥	許可に当たっての注意事項等における補修その他必要な管理の実施等 に係る記載内容<抜粋>	27
表 2-(1)-ア-⑦	札幌市の安全点検報告書様式<一部抜粋>	28
表 2-(1)-ア-⑧	安全点検報告書の点検結果報告項目等	30
表 2-(1)-ア-⑨	安全点検報告書の異常の処理等に関する記載事項	31
表 2-(1)-ア-⑩	安全点検報告書(看板カルテ)様式案<一部抜粋>	32
表 2-(1)-ア-⑪	屋外広告物点検基準(案)の別表 2	34
表 2-(1)-ア-⑫	除却に関する規定及び運用に係る事項	35
表 2-(1)-イ-①	違反広告物実態調査の実施状況	35
事例表 2-(1)-イ-①	市内全域を目標に網羅的に把握するための違反広告物実態調査を 実施しているもの	36
事例表 2-(1)-イ-②	市内の主要な市街地について網羅的に把握するための屋外広告物 実態調査を実施しているもの	36
事例表 2-(1)-イ-③	道路法担当と連携して違反広告物実態調査を実施しているもの	37
表 2-(1)-ウ-①	安全パトロールの実施状況	38
事例表 2-(1)-ウ-①	安全パトロールへの同行やチラシ配布について、市町村の協力を 得ているもの	39
表 2-(1)-ウ-②	屋外広告物セーフティホットラインリーフレット	40
事例表 2-(1)-ウ-②	管理者等を対象に屋外広告物の安全セミナーを開催しているもの	41
事例表 2-(1)-ウ-③	市民や事業者等を対象に屋外広告物の安全対策に関する講演会を 開催しているもの	41

(2) 道路法における安全性確保の実施状況

表 2-(2)-ア	直近における占用物件（屋外広告物）の許可等件（個）数	42
事例表 2-(2)-ア	道路占用許可を受けている国道及び同許可を受けていない市道の上空 に設置された突出看板の例	43
表 2-(2)-イ-①	「道路のメンテナンスサイクルの構築に受けて」（平成 25 年 6 月社会資本 整備審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会）＜抜粋＞	44
表 2-(2)-イ-②	「道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 25 年 5 月 衆議院国土交通委員会第 183 回国会閣法第 33 号附帯決議）＜抜粋＞	44
表 2-(2)-イ-③	「道路管理者による占用物件の安全確認の徹底について」（平成 26 年 3 月 19 日付け国道利第 28 号各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、 沖縄総合事務局開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 総務部長宛て国土交通省道路局路政課長通知）＜抜粋＞	45
表 2-(2)-イ-④-i	26 年通知に基づく看板類の占用物件の安全確認に係る取組状況 （総括表）	47
表 2-(2)-イ-④-ii	許可条件の付加に係る取組状況	48
表 2-(2)-イ-④-iii	更新時の安全点検結果の報告を求める取組の状況	49
事例表 2-(2)-ウ	白看板を除却として扱っているが、撤去として運用されていない例	50
表 2-(2)-エ-①	「自家用看板等による道路の不法占用の取扱いについて」（昭和 57 年 11 月 9 日付け各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事 ・各指定市長宛て建設省道政発第 72 号建設省道路局長通達）＜抜粋＞	50
表 2-(2)-エ-②	不法占用物件の把握及び指導状況	51
事例表 2-(2)-エ	把握した不法占用物件について全て許可申請を行わせているもの	53

(3) 建築基準法における安全性確保の実施状況

表 2-(3)-ア-①	屋外広告物の確認申請に係る建築基準法令＜抜粋＞	54
表 2-(3)-ア-②	「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指発第 201 号・住街発第 48 号都道府県知事宛て住宅局長通達） ＜抜粋＞	56
表 2-(3)-ア-③	「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指発第 202 号都道府県建築主務部長宛て建設省住宅局 建築指導課長通知）＜抜粋＞	56
表 2-(3)-ア-④	「建築確認対象法令について」（昭和 61 年 3 月 28 日付け建設省住指発 第 80 号特定行政庁建築主務部長宛て住宅局建築指導課長通知）＜抜粋＞	56

表 2-(3)-ア-⑤	工作物及び高さ 4 メートルを超える屋外広告物の「確認済証」交付件数……	57
表 2-(3)-ア-⑥	高さ 4 メートルを超える屋外広告物の確認申請案件について、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に基づく屋外広告物条例の適合性の確認方法……	58
表 2-(3)-ア-⑦	指定確認検査機関が行った屋外広告物の確認申請案件について、5 自治体の建築確認担当から条例所管課への情報提供の状況……	59
事例表 2-(3)-ア-①	高さ 4 メートル以下の屋外広告物について、屋外広告物条例許可前の建築物への設置を未然に防ぐため、特定行政庁が受け付けた建築物の確認申請に係る情報を条例所管課に提供している例……	60
事例表 2-(3)-ア-②	指定確認検査機関からの建築物の確認業務に係る照会情報を、条例所管課に提供している例……	60
表 2-(3)-イ-①	定期調査報告に係る建築基準法令〈抜粋〉……	61
表 2-(3)-イ-②	建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 282 号）〈抜粋〉……	63
表 2-(3)-イ-③	定期調査報告の報告状況……	64
表 2-(3)-イ-④-i	定期調査報告の報告状況及び未報告者に対する指導状況等……	65
表 2-(3)-イ-④-ii	定期調査報告の履行の確保のための取組（平成 26～28 年度）……	66
事例表 2-(3)-イ	定期調査報告の履行を徹底するための取組……	67
表 2-(3)-イ-⑤	平成 29 年度において新たに実施している定期調査報告の履行に関する取組（予定を含む。）……	68
表 2-(3)-イ-⑥-i	要是正指摘所有者に対する是正指導の方法等（総括表）……	69
表 2-(3)-イ-⑥-ii	要是正指摘所有者に対する指導状況……	70
表 2-(3)-イ-⑥-iii	改善完了報告書の未提出者に対する督促の実施状況……	71

表 1-① 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。最終改正：平成 23 年法律第 61 号）＜抜粋＞

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

第 2 章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（略）

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

（略）

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第 5 条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第 3 条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第 6 条 景観法第 8 条第 1 項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第 7 条第 1 項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

第 3 章 監督

（違反に対する措置）

第 7 条第 1 項 都道府県知事は、条例で定めるところにより、第 3 条から第 5 条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示し、若しくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

（略）

第4章 屋外広告業

第1節 屋外広告業の登録等

(屋外広告業の登録)

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとすることができる。

第10条第1項 都道府県は、前条の条例には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 登録の有効期間に関する事項
 - ② 登録の要件に関する事項
 - ③ 業務主任者の選任に関する事項
 - ④ 登録の取消し又は営業の全部若しくは一部の停止に関する事項
 - ⑤ その他登録制度に関し必要な事項
- (略)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第11条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

第5章 雑則

(大都市等の特例)

第27条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(景観行政団体である市町村の特例等)

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第7条第1項に規定する認定市町村である市町村(いずれも指定都市及び中核市を除く。)が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

(以下略)

(注) 下線は当局が付した。

表 1-② 6 自治体における屋外広告物条例等関係規定

地方公共 団 体	屋外広告物条例等関係規定
北 海 道	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道屋外広告物条例 (昭和 25 年 11 月 25 日条例第 70 号。改正：平成 26 年 12 月 24 日条例第 118 号) ○北海道屋外広告物条例施行規則 (昭和 26 年 1 月 18 日規則第 17 号。改正：平成 28 年 3 月 31 日規則第 52 号) ・北海道屋外広告物管理指針・同解説 (平成 3 年 12 月 27 日制定。最終改正：平成 18 年 4 月 1 日) ・屋外広告物許可等事務取扱要領 (平成 3 年 4 月制定。最終改正：平成 29 年 4 月 北海道建設部 まちづくり局都市計画課) ・違反広告物是正事務取扱要領 (平成 3 年 4 月制定。最終改正：平成 29 年 4 月 北海道建設部ま ちづくり局都市計画課)
札 幌 市	<ul style="list-style-type: none"> ○札幌市屋外広告物条例 (平成 10 年 10 月 6 日条例第 43 号。改正：平成 24 年 2 月 28 日条例第 10 号) ○札幌市屋外広告物条例施行規則 (平成 11 年 3 月 25 日規則第 21 号。改正：平成 28 年 3 月 30 日規則第 15 号) ・札幌市屋外広告物許可事務等取扱要領 (昭和 59 年 7 月 27 日建設局長決裁) ・屋外広告物に係る取扱基準 (平成 11 年 3 月 31 日建設局長決裁) ・札幌市屋外広告物安全管理指針 (平成 27 年 12 月 1 日から運用)
旭 川 市	<ul style="list-style-type: none"> ○旭川市屋外広告物条例 (平成 11 年 12 月 15 日条例第 57 号。改正：平成 24 年 3 月 23 日条例第 8 号) ○旭川市屋外広告物条例施行規則 (平成 12 年 3 月 9 日規則第 3 号。改正：平成 28 年 4 月 1 日規則第 64 号) ・旭川市屋外広告物条例許可事務要領 (平成 24 年 12 月制定。最終改正：平成 28 年 4 月 旭川市 建築部建築指導課) ・違反屋外広告物是正指導要領 (平成 22 年 4 月制定。最終改正：平成 29 年 2 月 旭川市建築部建 築指導課)
函 館 市	<ul style="list-style-type: none"> ○函館市屋外広告物条例 (平成 17 年 6 月 29 日条例第 41 号。改正：平成 24 年 6 月 28 日条例第 41 号) ○函館市屋外広告物条例施行規則 (平成 17 年 9 月 8 日規則第 62 号。直近改正：平成 28 年 10 月 5 日規則第 62 号) ・函館市屋外広告物の安全性についての指針 (平成 27 年 2 月 24 日制定) ・函館市違反広告物簡易除却事務取扱要領 (平成 10 年 4 月 27 日施行)
小 樽 市	<ul style="list-style-type: none"> ○小樽市屋外広告物条例 (平成 24 年 3 月 30 日条例第 22 号) ○小樽市屋外広告物条例施行規則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 21 号。最近改正：平成 24 年 9 月 11 日規則第 51 号) ・小樽市屋外広告物許可事務等取扱要領 (平成 24 年 7 月 1 日施行 小樽市建設部まちづくり推進課) ・小樽市違反広告物是正指導要領 (平成 24 年 7 月 1 日施行 小樽市建設部まちづくり推進課)
美 唄 市	○北海道屋外広告物条例等に準拠

(注) 当局の調査結果による。

表 1-③ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉

(条例による事務処理の特例)	
第 252 条の 17 の 2 <u>都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。</u>	
2	<u>前項の条例</u> （同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を <u>制定し又は改廃する場合</u> においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる <u>市町村の長に協議</u> しなければならない。
3	市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第 1 項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
4	前項の規定による要請があったときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

表 1-④ 北海道から屋外広告物に関する事務・権限の移譲を受けている市町村（平成 29 年 4 月 1 日現在）

道内市町村数	事務・権限の移譲を受けている市町村			
179 市町村	市	美唄市、小樽市、登別市、稚内市	4 市	24 市町村
	町	奈井江町、共和町、松前町、森町、奥尻町、美瑛町、上富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、中川町、苫前町、中頓別町、豊富町、利尻町、鹿追町、芽室町	18 町	
	村	島牧村、音威子府村	2 村	

(注) 当局の調査結果による。

表 1-⑤ 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」（昭和 39 年 3 月 27 日付け建設都総発第 7 号都市総務課長通達）新旧対照表（管理義務、点検関係）＜抜粋＞

改正案（平成 28 年 4 月 28 日付け国都景歴第 3 号）	改正前（平成 23 年 7 月 27 日付け国都景歴第 4 号）
<p>（管理義務）</p> <p>第 19 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者<u>若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者（以下「<u>広告物の所有者等</u>」という。）</u>は、これらに関し補修、<u>除却</u>その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p> <p><u>（点検）</u></p> <p>第 19 条の 2 広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第 10 条第 2 項第 3 号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が<u>広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）</u>その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。</p> <p>2 <u>広告物の所有者等は、この条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、前項の点検の結果を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>（管理義務）</p> <p>第 19 条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。</p>

- （注） 1 下線は当局が付した。
 2 **ゴシック体**で記載した条文は新設条文であることを示す。

表 1-⑥ 「屋外広告物条例ガイドライン（案）」運用上の参考事項<抜粋>

改正案（平成 28 年 4 月 28 日付け国都景歴第 3 号）
<p>第 8 の 2 条例ガイドライン案第 19 条関係</p> <p>1 本条は、<u>広告物の所有者等が、第 19 条の 2 第 1 項の規定による点検を適切に行うとともに、当該点検により広告物等の損傷、腐食、劣化その他の異状を把握したときには、速やかに補修、除却その他必要な措置（以下「補修等」という。）を講じること等により、<u>広告物等の良好な状態を保持しなければならないという趣旨である。</u></u></p> <p>第 8 の 3 条例ガイドライン案第 19 条の 2 関係</p> <p>1 第 1 項の<u>点検にあたっては、屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考に、主に広告物の接合部、支持部分等の変形又は腐食、主要部材の変形又は腐食、ボルト、ビス等のゆるみ又は劣化、表示面の破損等を確認することが望ましい。</u></p> <p>2 第 1 項の「<u>これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者</u>」としては、<u>屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等</u>が考えられる。</p> <p>3 第 2 項の<u>点検の結果の提出</u>については、<u>広告物の所有者等が、点検の結果又はそれに基づく補修等の措置に関する実施状況（従前の状況を含む。）について、写真等により作成し、保存した記録を提出させることが適当である。</u></p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑦ 屋外広告物点検基準（案）

（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会、公益社団法人全日本ネオン協会、一般社団法人サインの森）

屋外広告物点検基準（案）

平成 28 年 11 月 30 日

<適用範囲>

第 1 条 屋外広告物点検基準は、屋外広告物等の新設及び維持に係る点検に適用する。

<用語の定義>

第 2 条 点検基準書において用いる用語の意義は、次の通りとする。

- 一「点検」とは、屋外広告物等（以下、広告物等という。）について、損傷、変形、腐食等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守又は修理等の措置が必要かどうかの判断を行い、点検記録（第 7 条）を作成すること。
- 二「目視点検」とは、目視による点検を行うこと。
- 三「標準点検」とは、おおむね 60 センチメートル以内に近づき、目視、触診、打音及び検査により広告物等の外部及び内部等について、点検を行うこと。
- 四「詳細点検」とは、測定器具を用い広告物等を構成する部材について詳細な計測や検査を行うこと。
- 五「保守」とは、広告物等の清掃、塗装、消耗品及び工事を伴わない不良な部材の交換を行うこと。
- 六「修理」とは、広告物等の本体部分及び本体支持部分若しくは基礎部分に生じた損傷、変形、腐食等の原因を解消し、安全に機能させるための工事を伴う措置をいう。
- 七「広告用構築物」とは、自立看板、野立看板、広告塔等基礎又は杭等で地面に固定され、自立している広告物をいう。
- 八「建物付属設備」とは、袖看板等建築物に固定された広告物をいう。
- 九「固定式スタンド看板等」とは、基礎や杭等で固定されずに自立している広告物をいう。
- 十「委託者」とは、広告物等を所有する者又は広告物等の掲出についての許可を申請した者又は所有者から管理を委託された者で、点検を委託する者。
- 十一「受託者」とは、広告物等の状態を点検し、報告するために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主で、委託者からの委託を受けて点検を行う者。
- 十二「専門点検技能者」とは、詳細点検を行うことができる装置を有し、詳細点検を行うために必要な技能と知識を有する資格者又は資格者を雇用する事業主。

<点検作業>

第 3 条 受託者は、点検作業者に作業を行わせるものとする。

2 点検作業者は、業務の履行に関し必要な技能と知識を有する者でなければならない。

<実施管理>

第 4 条 受託者は、安全に点検出来るように事前に計画を立て、業務の実施にあたっては、事前に立てた計画に従って業務を履行しなければならない。

<点検の目的>

第 5 条 点検の目的は、広告物等の損傷、変形及び経年的損傷、腐食などによる不良部分を発見することによる機能損失と災害の未然防止のほか、計画的な更新のために健全度や劣化傾向を把握し、修理を行うための資料を得ることを目的とする。

<点検の対象>

第 6 条 点検の対象は、全ての広告物等を対象とするが、特に道路に接近していること、設置の高さ、大きさを考慮し、私有地の敷地境界を越えて危害を与える可能性の高い広告物等については、受託者は条例による規制の有無に関わらず業務担当者による点検を確実に行う。

<点検記録の作成>

第 7 条 受託者は、広告物等の状況変化や経過等が把握できるよう、写真等現場状況を確認できる資料を添え、

別表1の様式により点検結果の記録を作成するものとする。

2 点検記録は、1年間有効とする。

<点検記録の保存>

第8条 受託者及び点検作業者は、点検結果の記録について、当該広告物等を撤去するまでの間、保持すると共に、委託者に対しても記録の保存を求めなければならない。

<広告物の耐用年数>

第9条 広告物等の構造部分の耐用年数の目安は、金属製であるものについてはおおむね10～20年、それ以外のものについては10年とする。

<広告物の点検頻度>

第10条 点検する部位ごとの頻度は、別表2による。

<点検の共通事項>

第11条 受託者は、広告物の保守については、第4条の規定に関わらず作業を行うことができる。

2 受託者は、点検記録には広告物等の状態が分かる写真を添付するとともに、検査又は試験を実施した場合には測定値を記録する。

3 点検に際し受託者は、別表4に定める法令への適合事項について確認を行い、これに適合していない場合には、委託者に対し適切な措置を取るよう遅滞なく伝える。

<目視点検>

第12条 目視点検は、広告物等の各部におけるキズ、汚れ、変形、錆等の状態について点検するものとする。

<標準点検>

第13条 標準点検は、都道府県条例において点検に必要な技能と知識を有すると認められた資格者により、広告物等の種類に応じ定める別表3-1に定める点検箇所について各内容の状態を調査する。

2 点検にあたっては、必要に応じ高所作業車又は足場を用い、外部だけでなく外装材を外し、各内部も含め確実に点検を行う。

3 各部の特性に応じ、触診、打音及び検査を行う。

<詳細点検>

第14条 詳細点検は、広告物等の種類に応じ別表3-2に定める点検箇所について、専門点検技能者により行う次の測定等を内容とする点検をいう。

一 (寸法測定) 経年劣化による錆、垂れ、歪み及び変形など筐体破壊の進行を確認するために、寸法、厚み角度などの測定器具を使用する点検。

二 (試験) 測定機器等を用い、アンカーボルトの引抜き強度、鋼材の肉厚測定等の調査を行う点検。

<点検結果の評価方法>

第15条 点検評価は、レベルA、レベルB、レベルC、レベルDにより評価する。

一 レベルAは、点検結果が良好な状態を示す。

二 レベルBは、劣化が認められる、経過観察を要する状態を示す。

三 レベルCは、劣化が進行している、次回までに改善が必要な状態を示す。

四 レベルDは、劣化のため危険が認められる、修理又は撤去が必要な状態を示す。

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑧ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号。最終改正：平成 28 年法律第 19 号）〈抜粋〉

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

①～⑥ 略

⑦ 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

① 道路の占有（道路に前項各号の①に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

② 道路の占有の期間

③ 道路の占有の場所

④ 工作物、物件又は施設の構造

⑤ 工実施の方法

⑥ 工事の時期

⑦ 道路の復旧方法

3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

（略）

（道路の占用の許可基準）

第 33 条 道路管理者は、道路の占有が前条第 1 項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第 2 項第 2 号から第 7 号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第 1 項又は第 3 項の許可を与えることができる。

（略）

（原状回復）

第 40 条 道路占用者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、道路の占有をしている工作物、物件又は施設（以下これらを「占有物件」という。）を除却し、道路を原状に回復しなければならない。（略）

2 道路管理者は、道路占用者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

（略）

（道路管理者等の監督処分）

第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

① この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

② この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者

③ 詐偽その他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可、承認又は認定を受けた者

（略）

（許可等の条件）

第 87 条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第 34 条又は第 47 条の 2 第 1 項の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 （略）

（注）下線は当局が付した。

表 1-⑨ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。最終改正：平成 29 年政令第 2 号）〈抜粋〉

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第 7 条 法第 32 条第 1 項第 7 号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- ① 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
 - ②～⑬ 略
- （略）

（占用の期間に関する基準）

第 9 条 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる事項についての法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、占用の期間又は占用の期間が終了した場合においてこれを更新しようとする場合の期間が、次の各号に掲げる工作物、物件又は施設の区分に応じ、当該各号に定める期間であることとする。

- ① （略）
 - ② その他の法第 32 条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設 5 年以内
- （略）

（一般工作物等の占用の場所に関する基準）

第 10 条 法第 32 条第 2 項第 3 号に掲げる事項についての同条第 1 項各号に掲げる工作物、物件又は施設に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- ① 一般工作物等（鉄道の軌道敷を除く。以下この号において同じ。）を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所（特定連結路附属地の地上に設ける場合にあつては、口及びハのいずれにも適合する場所）であること。
 - イ （略）
 - ロ 一般工作物等の道路の上空に設けられる部分（法敷、側溝、路端に近接する部分、歩道内の車道に近接する部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の上空にある部分を除く。）がある場合においては、その最下部と路面との距離が 4.5 メートル（歩道上にあつては、2.5 メートル）以上であること。
- （略）

（構造に関する基準）

第 12 条 法第 32 条第 2 項第 4 号に掲げる事項についての法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- ① 地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する構造であること。
 - イ 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- （略）

（注）下線は当局が付した。

表 1-⑩ 「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」(昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省道政発第 52 号各地方建設局長・北海道開発局長宛て建設省道路局長通達)(直近改正：平成 18 年 11 月 15 日国道利第 31 号) <抜粋>

<p>第 1 趣旨及び方針</p> <p><u>路上広告物の占用の場所によっては信号機及び道路標識の効用を妨げること、道路の有効幅員を狭くすること、車両運転者に無用の心理的緊張を与えること等によって<u>道路交通の安全を阻害するおそれがあること</u>にかんがみ、<u>良好な道路環境の確保を図るため指示区間内の国道(道内の主要な一般国道を含む。)</u>における路上広告物の占用は本基準に従い厳正に取り扱うものとする。</u></p>	
<p>第 2 定義</p> <p>本基準において「<u>路上広告物</u>」とは、次に掲げる工作物又は物件をいう。</p> <p>(1) <u>添加看板等</u> 電柱、街灯、標識、アーケードその他道路区域内の工作物又は物件に添加される看板(以下「<u>添加看板</u>」という。)広告用の幕若しくは旗ざお、はり札、はり紙及びこれらに類するもの。</p> <p>(2) <u>突出看板等</u> 建物、へい、その他道路区域外の工作物若しくは物件に添加され又は道路区域外の土地に設置された道路区域内に突出する看板、広告用の幕、若しくは日よけ及びこれらに類するもの。</p> <p>(3) <u>立看板等</u> 道路区域内の土地に設置される立看板、広告板、広告用旗ざお、標識、広告塔、アーチ及びこれらに類するもの。</p> <p>(4) <u>自家用看板等</u> 突出看板等及び立看板等のうち沿道で営業又は事業を行なう者が自己の営業所(店舗を含む。)又は事業所若しくは作業所に添加する自己の店名、屋号、商標若しくは自ら販売若しくは制作する商品の名称又は自己の営業若しくは事業の内容を表示するもの。</p>	
<p>第 3 適用除外</p> <p>第 4 禁止場所等</p> <p>第 5 設置方法</p> <p>第 6 構造色彩等</p> <p>第 7 既設の路上広告物等の取扱等</p>	<p>(略)</p>
<p>第 8 その他</p> <p><u>路上広告物の占用許可を与えるに際しては、この基準によるほか、<u>道路交通法、屋外広告物法及び屋外広告物条例の許可基準をあわせて勘案し、かつ屋外広告物関係機関と緊密な連絡をとって公正な処理を行なうよう努めるものとする。</u></u></p>	

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑪ 「突出看板の安全確保について」(平成 27 年 4 月 7 日付け国道利第 1 号各地方整備局道路部長・北海道開発局建設部長・沖縄総合事務局開発建設部長宛て国土交通省道路局路政課長通知)

<p>最近、突出看板の落下事故が相次いでいることに鑑み、「<u>自家用看板等による道路の不法占用の取扱いについて</u>」(昭和 57 年 11 月 9 日付け建設省道政発第 72、73 号)、「<u>看板等の道路占用物件の安全の確保について</u>」(平成 9 年 6 月 30 日付け建設省道利発第 3 号)について、<u>引き続き適切な取扱いを徹底するとともに、<u>道路パトロール</u>等において、腐食等による倒壊、落下等の危険があると認められた突出看板に対しては、<u>個別に指導</u>をするなど同様の事故の再発防止を行い、<u>道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう道路管理に万全を期されたい。</u></u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑫ 工作物に係る建築基準法令<抜粋>

<p>【建築基準法】 (工作物への準用) 第 88 条 煙突、<u>広告塔</u>、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの・・・略</p> <p>【建築基準法施行令】 (工作物の指定) 第 138 条 煙突、<u>広告塔</u>、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で<u>法第 88 条第 1 項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの(略)とする。</u> (略) 三 高さが 4 メートルを超える<u>広告塔</u>、<u>広告板</u>、<u>装飾塔</u>、<u>記念塔</u>その他これらに類するもの</p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑬ 定期調査報告に係る建築基準法令<抜粋>

<p>【建築基準法】 (維持保全) 第 8 条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。 (略)</p> <p>(報告、検査等) 第 12 条 第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる <u>建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの</u> (国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物 (以下この項及び第 3 項において「<u>国等の建築物</u>」 という。) を除く。) 及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物 (同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。) で <u>特定行政庁が指定するもの</u> (国等の建築物を除く。) の <u>所有者 (所有者と管理者が異なる場合においては、<u>管理者</u>。第 3 項において同じ。)</u> は、<u>これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者 (次項及び次条第三項において「<u>建築物調査員</u>」 という。)</u> にその状況の <u>調査</u> (これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備 (以下「<u>建築設備等</u>」 という。) についての第 3 項の検査を除く。) を <u>させて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。</u> (略)</p>

(注) 下線は当局が付した。

表 1-⑭ 「屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について」(平成 27 年 6 月 5 日付け各都道府県、指定都市、中核市、景観行政団体又は歴史的風致の維持及び向上に関する法律の認定市町村(屋外広告物条例制定市町村) 屋外広告物担当課長宛て国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長事務連絡)

屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について

屋外広告物行政について特段の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本年 2 月 15 日に札幌市で発生した看板落下事故等を踏まえ、屋外広告物に関する事故等について情報共有を図り、的確かつ迅速に対応するため、今般、緊急連絡の体制を構築することとしました。

貴管内において、屋外広告物に関する事故等が発生した場合には、下記のとおり御連絡いただきませう御協力をお願いいたします。

記

1 国土交通省への連絡を要する事故等

屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件等の落下、破損、飛散等の事故等が発生した場合であって、死傷者が発生したとき、又は発生する可能性があったとき。特にテレビや新聞等で事故等に関する報道がなされたとき。

なお、当該屋外広告物が、屋外広告物法の表示・設置の許可を受けているか、又は屋外広告物法の対象であるかを問いません。

2 連絡方法

事故等の発生後可及的速やかに、下記「3 連絡先」へ電話をするとともに、別紙様式に基づきメールを御送付下さい。

3 連絡先(別添(略)参照のこと)

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室
景観企画係長又は企画専門官

なお、各地域の国土交通省地方整備局等へも、併せて御連絡下さい。

(注) 下線は当局が付した。

<別紙>

<別紙>

■屋外広告物事故等報告(第 報)
(平成 年 月 日 時 分現在)

※No.	
※受信	年 月 日 :

取扱注意

地方公共団体		担当部署		担当者名	
TEL	()	FAX	()	e-mailアドレス	
○屋外広告物の情報(必要に応じて許可申請書等を添付のこと)					
所在地					
所有者				管理者	
表示又は設置場所					
種別	屋上看板 / 壁面看板 / 突出看板(袖看板) / 野立て看板 / 置看板 / その他()				
大きさ	高さ:	幅:	奥行き:	重さ:	
表示形態			設置年月日	年 月 日 (年経過)	
許可番号			最終許可年月日	年 月 日	
○屋外広告物の点検状況(必要に応じて直近の点検報告書等を添付のこと)					
屋外広告物の点検の実施	無 / 有 (前回 年 月 日実施)				
点検結果(補修等の措置を要する事項)	無 / 有 (概要:)				
○事故等の状況(構造詳細図等事故発生箇所の分かる図面や現地の写真を添付のこと)					
発生日	年月日	平成 年 月 日	時刻	時 分	発生場所
人的被害	被害者 計	名	死者 名	重傷者 名	中等傷者 名 軽傷者 名
被害者名	年齢	性別	被害の程度	被害状況	備考
		才 男/女	死/重/中等/軽		
		才 男/女	死/重/中等/軽		
		才 男/女	死/重/中等/軽		
		才 男/女	死/重/中等/軽		
		才 男/女	死/重/中等/軽		
事故等の状況	事故等の内容				
	事故等の発生までに既に行われていた安全対策・是正措置				
応急対応	救助の状況	実施者		摘要	
	復旧の状況	実施者		摘要	
	応急措置の状況	実施者		摘要	
	現場調査等	警察	有/無	担当署	
		消防	有/無	担当署	
事故等の発生原因					
再発防止策	命令・指導等	対象者		摘要	
	改善措置	実施者		摘要	
備考					

注1) 第1報にあっては、事故等発生後、可及的速やかに、その時点で把握している情報を記載し報告して下さい。
注2) 太枠内は記入しないで下さい。

表 1-⑮ 屋外広告物の落下等事故の発生状況

(単位：件)

年度 自治体	平成 24	25	26	27	28	29. 4～6	計
北海道	0(0)[0]	0(0)[0]	1(0)[1]	0(0)[0]	0(0)[0]	3(1)[1]	4(1)[2]
札幌市	0(0)[0]	0(0)[0]	1(1)[0]	3(0)[1]	1(0)[1]	0(0)[0]	5(1)[2]
旭川市	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	3(2)[1]	2(0)[0]	0(0)[0]	5(2)[1]
函館市	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	9(0)[3]	1(0)[1]	10(0)[4]
小樽市	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	1(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	1(0)[0]
美唄市	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]	0(0)[0]
計	0(0)[0]	0(0)[0]	2(1)[1]	7(2)[2]	12(0)[4]	4(1)[2]	25(4)[9]

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () は表示等の許可を受けている屋外広告物、及び [] は表示等の許可を受けることが必要であるにもかかわらず許可を受けていない屋外広告物の落下等事故件数で内数である。

表 1-⑯ 落下等屋外広告物の許可等の状況（平成 24 年度～29 年 6 月）

(単位：件)

自治体		北海道	札幌市	旭川市	函館市	小樽市	計
事項							
落下事故等件数		4	5	5	10	1	25
許可等の有無	許可有	1	1	2	0	0	4
	許可無	2	2	1	4	0	9
	許可不要	1	2	2	6	1	12
主な事故原因	強風等気象条件	1	不明	4	10	1	16
	老朽化	2	不明	1	5	0	8
	点検未実施	不明	不明	5	10	1	16
人的被害の有無	有	0	1	0	1	0	2
	無	4	4	5	9	1	23
事故後の指導状況	有	3	5	4	10	1	23
	無	1	0	1	0	0	2

(注)「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

表 1-⑰ 屋外広告物の落下等事故の概要（平成 24 年度～29 年 6 月）

<北海道：4 件（平成 26 年度：1 件、平成 29 年 4 月～6 月：3 件）>

年度	事 項	事故の概要
平成 26	1 発生年月日（発生時刻）	・平成 27 年 3 月 12 日（2:40 頃）
	看板種別	・地上広告物（縦 1 ㍎、横 8 ㍎、高さ 4 ㍎）
	表示場所等	・釧路市桜ヶ丘
	許可の有無	・許可無
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・店舗前にある看板が落下【無】
	事故等の発生原因	・不明
	事故後の対応状況	・平成 27 年 3 月 12 日、許可申請がなされていないため、申請を行うよう指導。 ・同年 4 月 17 日許可申請書受理。同年 4 月 23 日許可。
29	1 発生年月日（発生時刻）	・平成 29 年 4 月 10 日（8:20 頃）
	看板種別	・地上広告物（高さ 7 ㍎、幅 2 ㍎）
	表示場所等	・帯広市東 2 条
	許可の有無	・許可有（最終許可年月日：平成 27 年 11 月 16 日）
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・地上広告物の表示面が信号近くの市道に落下【無】
	事故等の発生原因	・強風（当時、最大瞬間風速約 15 ㍎）と看板の接続部分の劣化（設置後 44 年経過）が原因。
	事故後の対応状況	・所有者等は、管内全店舗を対象に緊急点検を実施。落下した看板を除く 30 基のうち 26 基について撤去を決定。 ・平成 29 年 4 月 12 日、道は、各振興局に対し、出願者、屋外広告業者あてに「屋外広告物の安全管理の徹底について」を發出し、注意喚起するよう依頼。
	2 発生年月日（発生時刻）	・平成 29 年 4 月 13 日（8:50 頃）
	看板種別	・壁面広告物
	表示場所等	・帯広市東 4 条
	許可の有無	・許可不要
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・ビルの外側に取り付けられていた看板（設置後約 20 年経過）の側面の板の一部（長さ 2 ㍎、幅 0.5 ㍎）が落下【無】
	事故等の発生原因	・不明
	事故後の対応状況	・看板を撤去。
	3 発生年月日（発生時刻）	・平成 29 年 5 月 13 日（7:00 頃発見）
看板種別	・壁面広告物を照らす照明装置囲い及び照明装置	
表示等場所	・網走市南 2 条	
許可の有無	・許可無（壁面広告物）	
事故等の内容 【人的被害の有無】	・屋外に設置されていた看板を照らす照明設置部材の一部が地上約 3 ㍎の高さから落下【無】	
事故等の発生原因	・木製の照明設置部材の腐食が進んでいたため、照明部材の重みで落下した模様	
事故後の対応状況	・適切な維持管理に努めるよう指導するとともに調査結果を提出するよう要請。また、許可申請及び建築基準法の定期報告が未届けのため提出するよう指導 ・当局調査時において、許可申請は事前相談中、建築基準法に基づく定期報告については報告待ちの状況。	

（注）「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

<札幌市：5件（平成26年度：1件、27年度：3件、28年度：1件）>

年度	事 項	事故の概要
平成 26	1 発生年月日（発生時刻）	・平成27年2月15日（14:00頃）
	看板種別	・突出看板（長さ1.5メートル、縦横30センチ、重さ20.7キロ）
	表示場所等	・札幌市中央区
	許可の有無	・許可有（設置年月日：不明） （最終許可年月日：平成27年4月10日）
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・鉄筋コンクリート7階建てビルの4階の外壁から看板の一部が約15メートル下の歩道に落下 【歩道を歩行中の女性の頭に当たり、頭と首の骨を骨折し、意識不明の重体】
	事故等の発生原因	・直接的な原因は不明
	事故後の対応状況	・屋外広告物設置者、屋外広告業登録事業者に対し、屋外広告物の適正な設置、管理について文書発出（平成27年2月26日）
27	1 発生年月日（発生時刻）	・平成27年4月17日（10:00頃）
	看板種別	・突出看板
	表示場所等	・札幌市中央区
	許可の有無	・許可無
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・看板の一部と思われる金属片が歩道上（市道）に落下【無】
	事故等の発生原因	・直接的な原因は不明
	事故後の対応状況	・平成27年4月17日現地確認。許可申請の提出方を指導。 ・同年5月末、許可申請書を受理。
	2 発生年月日（発生時刻）	・平成27年9月3日（7時55分頃）
	看板種別	・壁面看板
	表示場所等	・札幌市南区
	許可の有無	・許可無
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・雑居ビルの看板が取り付けられている壁が崩落【無】
	事故等の発生原因	・直接的な原因は不明
	事故後の対応状況	・平成27年9月3日現地確認。同年9月4日看板の撤去を確認
	3 発生年月日（発生時刻）	・平成27年10月8日（16:00頃）
看板種別	・突出看板	
表示場所等	・札幌市中央区	
許可の有無	・許可不要	
事故等の内容 【人的被害の有無】	・大型の台風23号の影響で暴風警戒中、ビルの看板が落下【無】	
事故等の発生原因	・直接的な原因は不明	
事故後の対応状況	・平成27年10月8日現地確認。関係機関から事情聴取	
28	1 発生年月日（発生時刻）	・平成28年5月28日（17:00頃）
	看板種別	・壁面看板：高さ2メートル、幅：1メートル、奥行き：1センチ
	表示場所等	・札幌市中央区
	許可の有無	・許可無
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・ビルの壁面広告が落下したとの110番通報があり、現地確認したところ、すでに落下した看板はない状態【無】
	事故等の発生原因	・直接的な原因は不明
	事故後の対応状況	・平成28年5月30日、落下した看板の所有者を訪問したが、責任者不在のため詳細不明。今後、経営会社、管理会社等を調べ、安全管理と、許可申請の指導を行う予定 ・同年6月9日、安全点検報告書及び屋外広告物許可申請書の提出方を要請 ・同年6月30日、当該広告物について許可

（注）「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

<旭川市：5件（平成27年度：3件、28年度：2件）>

年度	事 項	事故の概要	
平成 27	1	発生年月日(発生時刻)	・平成27年6月8日(不明)
	看板種別	・突出看板	
	表示場所等	・旭川市4条通	
	許可の有無	・許可無	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・使用されていないホテル(閉館年月日不明)の突出看板の底部(枠部分 一辺)が道路(国道12号線)に落下【無】	
	事故等の発生原因	・老朽化が原因	
	事故後の対応状況	・平成27年6月8日、市から所有者に対し応急的に安全対策を図るよう 指導。 ・同年6月9日、市から所有者に対し再指導。所有者から看板部分につい て、撤去するとの回答。 ・同年7月8日、看板が撤去されたことを確認。 なお、同建物は、依然として、外壁が落下するおそれがあるため、引き 続き指導を続けることとされた。	
	2	発生年月日(発生時刻)	・平成27年10月2日(10時13分)
	看板種別	・屋上看板：高さ1.8 ^{メートル} 、幅10.26 ^{メートル}	
	表示場所等	・旭川市4条通	
	許可の有無	・許可有(設置年月日：平成15年8月1日(設置後12年経過)) (最終許可年月日：平成24年7月9日)	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・屋上広告物の箱文字表示面の一部が落下【無】	
	事故等の発生原因	・強風が原因	
	事故後の対応状況	・平成27年10月2日、市消防本部が応急対応として表示板と蛍光灯を取り 外し ・現地において責任者と立会し口頭指導。元々、撤去等の意向があったこ とから、その旨確認。	
	3	発生年月日(発生時刻)	・平成27年10月8日(16:00頃)
	看板種別	・屋上看板：高さ1.8 ^{メートル} 、幅10.26 ^{メートル}	
	表示場所等	・旭川市4条通	
	許可の有無等	・許可有(設置年月日：不明。最終許可年月日：平成26年5月13日)	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・三角形の屋上広告塔の角を抑えるステンレスプレートが落下【無】	
	事故等の発生原因	・強風が原因	
	事故後の対応状況	・平成27年10月8日、市消防本部が応急対応として外れそうなプレートを 除去 ・現地において支店長と立会し口頭指導。	
28	1	発生年月日(発生時刻)	・平成28年8月31日(9:30)
	看板種別	・壁面看板：高さ1.2 ^{メートル} 、幅3.6 ^{メートル}	
	表示場所等	・旭川市2条通	
	許可の有無	・許可不要	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・看板が落ちていると市消防本部に通報【無】	
	事故等の発生原因	・強風が原因	
	事故後の対応状況	・平成28年8月31日、市消防本部が、応急対応として落下した看板が飛 ばないように敷地内に養生 ・落下した看板が飛ばないように敷地内に養生されており、建物は使用され ていないとの情報もあったことから、指導に該当しないものと判断	
	2	発生年月日(発生時刻)	・平成28年5月16日(18時30分)
	看板種別	・壁面看板：高さ7.5 ^{メートル} 、幅0.5 ^{メートル}	
	表示場所等	・旭川市5条通	
	許可の有無	・許可不要	

	事故等の内容 【人的被害の有無】	・所有者が、強風により看板が落下するおそれがあったとして、市消防本部に通報【無】
	事故等の発生原因	・強風が原因
	事故後の対応状況	・平成28年5月16日、消防本部が応急対応として看板が落下しないようロープで固定。 ・現地において、所有者と立会し、再発防止について、口頭指導。結果、修理等を実施する意向を確認

(注)「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

<函館市：10件（平成28年度：9件、29年4月～6月：1件）>

年度	事項	事故の概要	
平成28	1	発生年月日(発生時刻)	・平成28年4月17日(未明)
	看板種別	・野立て看板：高さ1.8メートル、幅0.6メートル	
	表示場所等	・函館市若松町	
	許可の有無	・許可不要	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・看板の支柱(木製)2本が折れ落下【無】。	
	事故等の発生原因	・強風(低気圧通過の影響により最大瞬間風速25.3メートルを記録)が原因	
	事故後の対応状況	・市消防本部において応急対応として落下した看板を移動 ・平成28年4月18日、広告主に電話にて指導	
	2	発生年月日(発生時刻)	・平成28年4月17日(未明)
	看板種別	・突出看板：高さ4メートル、幅1.0メートル、奥行き0.2メートル	
	表示場所等	・函館市新川町	
	許可の有無	・許可不要	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・強風にあおられ取り付け支持部ごと落下大破【無】	
	事故等の発生原因	・強風(低気圧通過の影響により最大瞬間風速25.3メートルを記録)が原因	
	事故後の対応状況	・市消防本部において応急対応として落下した看板を移動 ・平成28年4月18日、空き家であることから、市空き家担当に連絡	
	3	発生年月日(発生時刻)	・平成28年4月17日(未明)
	看板種別	・その他(地上広告物)：高さ3.6メートル、幅0.9メートル、奥行き0.45メートル	
	表示場所等	・函館市松風町	
	許可の有無	・許可不要	
	事故等の内容 【人的被害の有無】	・地上広告物の上部が倒壊【無】	
	事故等の発生原因	・強風(低気圧通過の影響により最大瞬間風速25.3メートルを記録)とスチールの錆が主な原因	
	事故後の対応状況	・市消防本部が応急対応として倒壊した地上広告物を移動 ・平成28年4月18日、適正な維持管理を行うよう指導	
4	発生年月日(発生時刻)	・平成28年4月17日(未明)	
看板種別	・突出看板：高さ1.8メートル、幅0.6メートル		
表示場所等	・函館市東雲町		
許可の有無	・許可不要		
事故等の内容 【人的被害の有無】	・看板の取り付け部分を破損【無】		
事故等の発生原因	・強風(低気圧通過の影響により最大瞬間風速25.3メートルを記録)が主な原因		
事故後の対応状況	・市消防本部が応急対応として看板を取り外し ・平成28年4月18日、適正な維持管理を行うよう指導		
5	発生年月日(発生時刻)	・平成28年8月30日(午前)	
看板種別	・壁面看板：高さ約3.6メートル、幅約4.5メートル		
表示場所等	・函館市松風町		
許可の有無	・許可無		

		事故等の内容 【人的被害の有無】	・ 広告主が飛散の危険性が大きいと判断し自ら市消防本部に通報【無】
		事故等の発生原因	・ 台風 10 号による強風（最大瞬間風速 36.5 m/s を記録）及び老朽化が原因
		事故後の対応状況	・ 市消防本部が飛散しそうな看板の一部を撤去 ・ 平成 28 年 8 月 30 日、口頭指導 ・ 広告物が撤去されたため許可申請不要
	6	発生年月日（発生時刻）	・ 平成 28 年 8 月 30 日（午後）
		看板種別	・ 野立て看板：高さ約 6.0 m、幅：約 8.0 m
		表示場所等	・ 函館市本町
		許可の有無	・ 許可無
		事故等の内容 【人的被害の有無】	・ 案内用の地上広告の一部が落下【無】
		事故等の発生原因	・ 台風 10 号による強風（最大瞬間風速 36.5 m/s を記録）及び老朽化が原因
		事故後の対応状況	・ 市消防本部が落下しそうな広告物を撤去 ・ 平成 28 年 8 月 30 日、口頭指導 ・ 広告物が撤去されたため許可申請不要
	7	発生年月日（発生時刻）	・ 平成 28 年 8 月 30 日（18:00 頃）
		看板種別	・ 突出看板：高さ約 15.0 m、幅：約 0.6 m
		表示場所等	・ 函館市五稜郭町
		許可の有無	・ 許可不要
		事故等の内容 【人的被害の有無】	・ 看板表面の亚克力板の一部が飛散【無】
		事故等の発生原因	・ 台風 10 号による強風（最大瞬間風速 36.5 m/s を記録）が原因
		事故後の対応状況	・ 市消防本部が飛散しそうな亚克力板を撤去 ・ 平成 28 年 9 月 7 日、公衆に対する危害を防止するため建物所有者へ注意 文書送付
	8	発生年月日（発生時刻）	・ 平成 28 年 8 月 31 日（不明）
		看板種別	・ 突出看板：高さ約 3.6 m、幅：約 0.6 m
		表示場所等	・ 函館市深堀町
		許可の有無	・ 許可不要
		事故等の内容 【人的被害の有無】	・ 突出看板と外壁との接合部の一部が破損し落下の危険性が増大【無】
		事故等の発生原因	・ 台風 10 号による強風（最大瞬間風速 36.5 m/s を記録）及び老朽化が原因
		事故後の対応状況	・ 市消防本部が落下防止策を実施 ・ 平成 28 年 8 月 31 日、店主に口頭指導 ・ 所有者は看板撤去等を業者に依頼
	9	発生年月日（発生時刻）	・ 平成 28 年 8 月 30 日（深夜）
		看板種別	・ 野立て看板：高さ約 3.6 m、幅約 10.0 m
		表示場所等	・ 函館市千代台町
		許可の有無	・ 許可無
		事故等の内容 【人的被害の有無】	・ 案内用の地上広告の一部が落下【無】
		事故等の発生原因	・ 台風 10 号による強風（最大瞬間風速 36.5 m/s を記録）及び老朽化が原因
		事故後の対応状況	・ 市消防本部が落下しそうな広告物を撤去 ・ 平成 28 年 8 月 31 日、広告主に電話にて指導 ・ 広告物が撤去されたため許可申請不要
29	1	発生年月日（発生時刻）	・ 平成 29 年 4 月 13 日（14:45 頃）
		看板種別	・ 壁面看板：高さ 70 ㍎、幅 200 ㍎
		表示場所等	・ 函館市美原
		許可の有無	・ 許可無
		事故等の内容 【人的被害等の有無】	・ 看板（亚克力板）の一部（高さ 70 ㍎、幅 200 ㍎）が落下 【有：落下物が看板の下を歩行していた女性の肩や手に当たった際、その場にしゃがみ込み膝をすりむく負傷を負ったほか、落下した別の破片が

		【駐車中の車に当たり車体に傷を負う】
	事故等の発生原因	・ 強風が原因
	事故後の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の許可申請が行われていなかったため、速やかに許可申請を行うこと、あわせて屋外広告物の点検を行うよう指導 ・ 市では、当該落下事故を契機に、屋外広告物の所有者及び屋外広告業者に対し、屋外広告物の安全管理の徹底についての通知と安全管理指針を发出。また、平成 29 年 4 月 25 日及び 26 日の両日に、緊急パトロールを実施し、安全管理の徹底に係るチラシなどを店舗に配布 ・ 平成 29 年 6 月 7 日、許可申請受理、同年 6 月 20 日許可

(注)「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

<小樽市：1 件（平成 27 年度：1 件）>

年度	事 項	事故の概要
平成 27	1 発生年月日（発生時刻）	・ 平成 27 年 10 月 8 日（20:15）
	看板種別	・ 突出看板
	表示場所等	・ 小樽市稲穂
	許可の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記録なく不明 （小樽市は、平成 24 年 7 月に、屋外広告物条例を制定しているが、当該看板については、同市条例に基づく許可はなく、また、同市条例の制定前における北海道条例に基づく許可記録等においても確認できないため、不明として対応）
	事故等の内容【人的被害の有無】	・ 市内にある 8 階建てテナントビルの最上階の外壁に設置された看板が破損し、一部（アクリル板）が道路（国道 5 号線）に落下し破片が飛散【無】。
	事故等の発生原因	・ 台風 23 号から変わった温帯低気圧の強風が原因
	事故後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 10 月 13 日、小樽市は、担当者に電話で、当該看板について、今後の維持管理を徹底するよう指導。 ・ 同年 10 月 19 日、「屋外広告物の安全管理の徹底について」（平成 27 年 10 月 19 日付け樽ま推第 139 号）により①屋外広告物点検結果報告書、②未提出である建築基準法に基づく定期調査報告書の提出方を通知。 ・ 当局調査時現在、その後の報告等なし

(注)「屋外広告物事故等報告」等に基づき当局が作成した。

表2-(1)-ア-① 新規許可申請時における提出資料及び現地確認の実施状況

事項 自治体	条例等で提出を求めている資料							左記のうちその他市長が必要と認める資料		左記の書類審査のほか、現地確認を行っているもの
	屋外広告物許可申請書	付近見取図	形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩及び表示の方法に関する仕様書及び図面	他人の所有、管理に属する土地・建物の承諾書及び許可証等	管理者の資格、住所等を証する書面	その他市長が必要と認める資料	完了届（工事完了時）及び現況写真	建築確認済証（広告物の高さが4mを超える場合）	現況写真	
北海道	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
札幌市	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
旭川市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×
函館市	○	○	○	○	○	×	○	×	×	×
小樽市	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は提出を求めている資料、「×」は提出を求めている資料を示す。

3 調査の協力を依頼した6自治体のうち、美唄市については、北海道から事務・権限の一部移譲を受け、北海道が定める北海道屋外広告物条例等に準拠し、新規許可申請時における提出資料は北海道と同じであるため、記載を省略した。

表 2-(1)-ア-② 条例制定自治体における「点検」等に関する規定内容<抜粋>

条例制定自治体	規 定 内 容
北海道	<p>(許可の申請)</p> <p>規則第 4 条第 3 項 条例第 10 条第 2 項の規定による許可を受けようとする者は、別記第 3 号様式の継続許可申請書正副 2 通を、<u>固定広告物に係る場合</u>にあっては、そのカラー写真（申請前 30 日以内に撮影したものに限り。）及び別記第 3 号様式の 2 の<u>屋外広告物点検結果報告書</u>を添えて、<u>知事又は総合振興局長等に提出</u>しなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>規則第 8 条の 2 第 3 項 <u>出願者は、前項各号のいずれかの者を第 1 項の管理者とした場合は、当該管理者に、知事が別に定める安全性についての指針に基づき、当該広告物又は掲出物件を点検させるよう努めるものとする。</u></p>
札幌市	<p>(広告物等安全点検報告書)</p> <p>規則第 4 条 条例第 14 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理者」という。）の設置を要する広告物等について、条例第 3 条第 4 項の規定による許可を受けようとする場合は、前条第 1 項の申請書に<u>管理者が作成した広告物等安全点検報告書</u>（様式 3）を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書は、これを提出する日前 3 月以内に作成したものでなければならない。</p> <p>3 <u>市長は、広告物等の安全管理上必要があるときは、管理者に対し、安全点検を行わせるとともに第 1 項の報告書の提出を求めることができる。</u></p>
旭川市	<p>(広告主の責務等)</p> <p>第 16 条の 2 <u>広告主は、その委託に係る広告物又は掲出物件がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことのないように、当該広告物又は掲出物件の状況を適宜点検させる等当該広告物又は掲出物件の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(継続の許可)</p> <p>規則第 7 条 条例第 5 条第 6 項の許可を受けようとする者は、同条第 1 項又は第 6 項の許可の期間が満了する日の 1 月前から当該許可の期間が満了する日の 5 日前までの間に、第 4 条第 1 項の屋外広告物許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、<u>広告物又は掲出物件が固定広告物であるときは、併せてそのカラー写真（申請前 30 日以内に撮影したものに限り。）及び屋外広告物安全点検報告書（様式第 1 号の 2）を提出</u>しなければならない。</p>
函館市	<p>(管理および除却の義務)</p> <p>第 16 条 <u>広告主等は、その表示し、または設置する広告物または掲出物件がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反して表示され、または設置されることのないように、当該広告物または掲出物件について、点検、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。</u></p> <p>(継続の許可の申請)</p> <p>規則第 5 条 条例第 6 条第 6 項の許可を受けようとする者は、同条第 1 項または第 6 項の許可の期間が満了する日の 1 月前から 5 日前までの間に、別記第 1 号様式の申請書正副各 1 通により市長に申請しなければならない。この場合において、<u>広告物または掲出物件が固定広告物であるときはそのカラー写真（申請前 30 日以内に撮影したものに限り。）を、第 16 条第 1 項に規定する管理者の設置を要するものであるときは当該管理者が作成した別記第 2 号様式の報告書（申請前 30 日以内に点検した内容を記載したものに限り。）を添付</u>しなければならない。</p> <p>(管理者の設置を要する広告物等)</p> <p>規則第 16 条第 3 項 <u>広告物表示者は、前項の規定による管理者に、市長が別に定める安全性についての指針に基づき、当該広告物または掲出物件を点検させなければならない。</u></p>
小樽市	<p>(変更及び継続の許可の申請)</p> <p>規則第 9 条第 2 項 条例第 10 条第 2 項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書（様式第 4 号）の正本及び副本に、<u>固定広告物に係る場合</u>にあっては、それぞれ次に掲げる図書を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 当該広告物のカラー写真</p> <p>(2) 屋外広告物点検結果報告書（様式第 5 号）</p>

(注) 下線は当局が付した。

表2-(1)-ア-③ 安全点検報告書及び添付するカラー写真に関する規定及び運用に関する事項

事項 自治体	安全点検報告書の提出対象	点検日（作成日）	一つの許可番号に2基以上の広告物がある場合の広告物ごとの報告書の記載	写真撮影日	撮影箇所等に関する取扱い
北海道	固定広告物	継続申請前 <u>30 日以内</u> に点検したものであるが、合理的な理由があり、かつ、 <u>3 か月以内</u> に点検したものであれば適当なものとして取り扱う	不要	継続申請前 <u>30 日以内</u>	全体の状態と、各表示面及び接合部・基礎の状態が把握できるカラー写真
札幌市	3 m ² 以下の自家用広告物等を除く固定広告物	継続申請前 <u>3 か月以内</u> に作成したもの	要	特に定めていない（点検日と同様、継続申請前3か月以内）	広告物毎に1枚、点検を実施した広告物の写真を、点検方法と補修等の処理方法または処理不要の場合の所見を記入して、添付
旭川市	固定広告物	継続申請前 <u>3 か月以内</u> の点検を目安とするが、申請者の点検スケジュールの関係でやむを得ないと判断できるものについては、 <u>1 年以内</u> のものは有効とする	不要	継続申請前 <u>30 日以内</u>	全景の状態と、基礎、取付部、緊結部などの状況が把握できるカラー写真
函館市	10 m ² を超える固定広告物	継続申請前 <u>30 日以内</u> に点検したもの	不要	継続申請前 <u>30 日以内</u>	特に定めていない
小樽市	固定広告物	継続申請の <u>直近</u> に点検し作成したもの	不要	継続申請の <u>直近</u>	全体の外観、広告内容、取り付け状況を把握出来るカラー写真
美唄市	北海道と同じ				

(注) 1 当局の調査結果による。

2 函館市は、函館市屋外広告物条例施行規則を改正し、安全点検報告書の提出対象について、「10 m²を超える固定広告物」から「固定広告物」に拡大することを予定している。

表 2-(1)-ア-④ 条例制定自治体における「除却義務」等に関する規定内容＜抜粋＞

条例制定自治体	規 定 内 容
北 海 道	<p>(管理及び除却の義務)</p> <p>第 12 条第 2 項 表示又は設置の許可期限が満了したときは、出願者は、<u>5 日以内に</u>広告物又は<u>掲出物件を</u>除却し、規則で定めるところにより、<u>遅滞なくその旨を知事に届け出</u>なければならない。</p>
札 幌 市	<p>(除却義務)</p> <p>第 17 条 この条例の規定による許可を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は次条の規定により許可の取消しがあったときは、<u>広告物等を直ちに除却</u>しなければならない。</p>
旭 川 市	<p>(管理及び除却の義務)</p> <p>第 18 条第 2 項 広告物又は掲出物件の表示又は設置の許可の期間が満了したときは、許可を受けた者は、<u>遅滞なくこれらを除却</u>しなければならない。</p> <p>3 許可を受けた者は、前項の規定により広告物又は掲出物件を除却したときは、規則で定めるところにより、<u>遅滞なくその旨を市長に届け出</u>なければならない。</p>
函 館 市	<p>(管理及び除却の義務)</p> <p>第 16 条第 2 項 表示または設置の許可の期間が満了したときは、<u>広告物表示者は、5 日以内に</u> <u>広告物または掲出物件を</u>除却し、規則で定めるところにより、<u>遅滞なく、その旨を市長に届け出</u>なければならない。</p>
小 樽 市	<p>(管理及び除却の義務)</p> <p>第 17 条第 2 項 表示又は設置の許可の有効期限が満了したときは、出願者は、<u>5 日以内に</u>当該 <u>広告物又は掲出物件を</u>除却し、規則で定めるところにより、<u>遅滞なく、その旨を市長に届け出</u>なければならない。</p>

(注) 下線は当局が付した。

表2-(1)-ア-⑤ 固定広告物の許可申請等件数

(単位：件)

自治体	年度	平成26年度	27年度	28年度	備考	
北海道	新規	495	635	556	○ 除却件数は、各(総合)振興局において把握している。	
	変更	454	653	614		
	継続	1,270	2,386	1,760		
	計(a)	2,219	3,674	2,930		
	除却	—	—	—		
	空知総合振興局	新規	56	39		37
		変更	48	111		92
		継続	106	257		117
		計	210	407		246
		除却	55	36		48
札幌市	新規	696	764	752	○ 変更件数は、新規件数として計上しているため不明である。 ○ 除却件数は除却届に係る規定がないため不明である。	
	変更	—	—	—		
	継続	2,013	1,865	1,535		
	計(b)	2,709	2,629	2,287		
	除却	—	—	—		
	中央区	新規	126	138		145
		変更	—	—		—
		継続	639	421		344
		計	765	559		489
		除却	—	—		—
旭川市	新規	84	71	92		
	変更	11	9	31		
	継続	232	468	301		
	計(c)	327	548	424		
	除却	66	37	43		
函館市	新規	74	91	98		
	変更	17	14	13		
	継続	157	255	246		
	計(d)	248	360	357		
	除却	21	65	51		
小樽市	新規	24	35	32		
	変更	25	32	20		
	継続	62	101	63		
	計(e)	111	168	115		
	除却	30	26	19		
美唄市	新規	3	2	11	○ 美唄市は、北海道から許可等に係る事務・権限の移譲を受けている市町村である。	
	変更	2	1	6		
	継続	3	16	13		
	計(f)	8	19	30		
	除却	3	4	5		
北海道から許可等に係る事務・権限の移譲を受けている市町村(上記美唄市を除く。)(g)		144	218	211	○ 新規件数・変更件数・継続件数の合計件数を記載している。	
道内合計(a+b+c+d+e+f+g)		5,766	7,616	6,354	○ 新規件数・変更件数・継続件数の合計件数を記載している。	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 許可申請等のあった屋外広告物のうち、簡易広告物の件数を除いた固定広告物の許可申請等件数について記載した。

表2-(1)-ア-⑥ 許可に当たっての注意事項等における補修その他必要な管理の実施等に係る記載内容<抜粋>

自治体	内 容
定期的な点検等について記載しているもの	<p>北海道 美 唄 市</p> <p>(略)</p> <p>2 許可を受けた広告物又は掲出物件は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。特に固定広告物については、北海道屋外広告物管理指針に基づき、毎年定期的に適切な方法により点検を行うとともに、強風、地震等が発生したときは直ちに点検を行うよう努めてください。</p> <p>許可を受けた広告物又は掲出物件が良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるときは、その許可を取り消し、又はその改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることがあります。</p> <p>3 許可期間が満了したときは、5日以内に除却し、「屋外広告物除却届」正副2通に除却後の写真を添えて遅滞なく提出しなければなりません。</p> <p>許可期間終了後、さらに継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期間満了前に「屋外広告物継続許可申請書」正副2通を提出し、許可を受けなければなりません。この場合、固定広告物については、30日以内に撮影したカラー写真(①全体の状態、②表示面(複数の面を有する場合はそれぞれの面)、③接合部・基礎の状態、が把握できるもの)及び屋外広告物点検結果報告書を添付しなければなりません。</p> <p>(以下略)</p>
	<p>札幌市</p> <p>(略)</p> <p>2 広告物の設置者又は管理者は、定期的な点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、広告物を常時良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>3 著しく汚染、退色し又は老朽化したもの、並びに倒壊、落下のおそれのあるものをひきつづいて掲出しないこと。</p> <p>4 美観風致を維持し又は公衆に対する危害防止のため、必要止むを得ないと認めた時は広告物の掲出を禁止し又は改修等の必要な措置を命ずることがある。</p> <p>(略)</p> <p>6 許可を受けた後、その表示内容や構造等の変更を行う場合又は許可期限後も継続して広告物を掲出しようとする場合には、当該変更又は許可期限前15日前までに新たに許可申請をすること。</p> <p>(略)</p> <p>9 広告物の掲出許可期間満了後又は掲出の必要がなくなった場合には、設置者又は管理者は直ちにこれを撤去すること。</p> <p>(以下略)</p>
継続許可申請の際の点検についてのみ記載しているもの	<p>旭川市</p> <p>(略)</p> <p>広告物を継続して表示する場合、継続許可が必要ですので、許可期間満了の5日前までに申請されるようお願いします。</p> <p>(略)</p> <p>事故防止のため、継続許可申請の際には、安全点検を行い、広告物の状態を確認するようお願いいたします。老朽化している場合は、除却、補修等の適切な措置を講じてください。</p> <p>広告物を除却した、または、許可期間満了後広告物を表示しない場合は、除却届を提出してください。</p> <p>なお、許可期間満了後許可を受けないで広告物を表示しているときは、除却を命ずることがあります。</p> <p>(以下略)</p>
	<p>函館市</p> <p>(略)</p> <p>3 許可を受けた広告物または掲出物件は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。</p> <p>許可を受けた広告物または掲出物件が、良好な景観もしくは風致を害し、もしくは公衆に対して危害を及ぼす恐れがあると認められるときは、その許可を取り消し、またはその改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることがあります。</p> <p>4 許可期間が満了したときは、5日以内に除却し、遅滞なく届け出なければなりません。</p> <p>許可期間満了後、さらに継続して広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとするときは、期間満了前に「継続許可申請書」正副各1通を提出し、許可を受けなければなりません。この場合、固定広告物については、カラー写真、管理者の設置を要するものについては「安全点検報告書」を添付しなければなりません。</p> <p>(以下略)</p>
	<p>小樽市</p> <p>(略)</p> <p>2 許可を受けた広告物または掲出物件は、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければなりません。</p> <p>許可を受けた広告物または掲出物件が風致を害し、または公衆に対して危害を及ぼす恐れがあると認められるときは、その許可を取り消し、またはその改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることがあります。</p> <p>3 許可期間が満了したときは、5日以内に除却し、「屋外広告物除却届」正副2通に除却後の写真を添えて遅滞なく提出してください。</p> <p>許可期間満了後、さらに継続して広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとするときは、期間満了前に「屋外広告物継続許可申請書」に屋外広告物の状況が把握できるカラー写真、屋外広告物点検結果報告書等必要書類を添付し、正副2通を提出し、許可を受けてください。</p> <p>(以下略)</p>

(注) 1 当局の調査結果による。
 2 下線は当局が付した。
 3 旭川市は新規許可に当たって注意事項等に係る文書を同封していないため、許可期間満了前に設置者に送付する継続許可申請の案内文書の内容について記載した。

表 2-(1)-ア-⑦ 札幌市の安全点検報告書様式 <一部抜粋>

ページ番号

広告物等安全点検報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

下記のとおり安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

設置者	氏名				
	住所				
管理者(点検者)	氏名	Ⓜ			
	住所	Tel			
資格名称					
既許可番号		広告物等の種類	屋上 壁面 突出 地上		
設置場所	札幌市 区				
設置年月日	年 月 日(年経過)	点検年月日	年 月 日		
区分	点検内容	異常	異常の内容	処理	
基礎	1 上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	有 無		済	未
	支持部	1 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化	有 無		済
・ 取付部	2 鉄骨接続部(溶接部・プレート)の腐食、変形	有 無		済	未
	3 鉄骨接続部(ボルト)のゆるみ、欠落	有 無		済	未
	4 アンカボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無		済	未
	5 ベース周辺、コキングの老朽化、溶接部の劣化	有 無		済	未
広告板文字	6 取付対象部(柱・壁・スラブ)取付部周辺の異常	有 無		済	未
	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆	有 無		済	未
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落	有 無		済	未
電気設備	3 枠組み部材の破損、ねじれ	有 無		済	未
	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、灯管の不発光	有 無		済	未
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水	有 無		済	未
	3 ネオン管・サポート類の破損	有 無		済	未
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良	有 無		済	未
	5 分電盤の腐食、破損	有 無		済	未
	6 電源配線経路の腐食、破損、漏電	有 無		済	未
	7 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷	有 無		済	未
8 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	有 無		済	未	
その他	1 その他点検した事項()	有 無		済	未
	2 その他点検した事項()	有 無		済	未
特記事項					

備考 ・この報告書の記載については、「報告書の記載方法及び注意事項」をよく読んでください。
 ・この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

別紙（写真添付・点検方法・所見記載用紙）

既 許 可 番 号		
(写真添付欄)	ページ番号	
	広告物等の種類	屋上 壁面 突出 地上
	○点検方法	
		○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
(写真添付欄)	ページ番号	
	広告物等の種類	屋上 壁面 突出 地上
	○点検方法	
		○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見
(写真添付欄)	ページ番号	
	広告物等の種類	屋上 壁面 突出 地上
	○点検方法	
		○補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見

(注) 札幌市の資料による。

表2-(1)-ア-⑧ 安全点検報告書の点検結果報告項目等

自治体	事項	点検部位	点検結果報告項目	点検結果報告項目数
北海道 小樽市 美唄市		表示面	表示面	7項目
		基礎	基礎	
		接合部	基礎	
			建築物と支柱 広告板と支柱及び主要構造部	
広告板	下地材 枠組み			
札幌市	支持部・取付部	基礎	上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	18項目
		鉄骨の錆発生、塗装の老朽化 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形 鉄骨接続部（ボルト）のゆるみ、欠落 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常		
	広告板・文字	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、錆 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落 枠組み部材の破損、ねじれ		
		電気設備	蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、錆、漏水 ネオン管・サポート類の破損 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良 分電盤の腐食、破損 電源配線経路の腐食、破損、漏電 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷	
旭川市	基礎	上部構造の全体の傾斜、ぐらつき 基礎のクラック	17項目	
	支持部	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間 鉄骨接続部（ボルト）の緩み、欠落		
	取付部	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常		
	広告板	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落 枠組み部材の破損、ねじれ		
		照明装置		蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水 ネオン管・サポート類の破損 照明装置周辺の損傷、接続不良 その他電気装置、配線の異常
	その他	避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		
函館市	基礎	上部構造の支えの傾斜、ぐらつき	14項目	
	支持部	金属部のさびの発生、塗装の老朽化 接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形 接続部（ボルト・ナット）のゆるみ、欠落		
		取付部		アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形 ベース周辺、コーキングの老朽化、溶接部の劣化 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常
	広告板	広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落 枠組み部材の破損、ねじれ		
		照明装置		照明灯・LEDの不点灯、ネオン管の不発光 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水 その他電気装置、配線の異常
	その他	避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 各自治体の安全点検報告書には、「その他点検した事項」として、表中の「点検結果報告項目」以外に点検を実施した事項がある場合にその内容を記載する欄を設定している。

表2-(1)-ア-⑨ 安全点検報告書の異常の処理等に関する記載事項

記載事項		自治体			
		北海道 小樽市 美唄市	札幌市	旭川市	函館市
異常の 記載内容 に係る	「異常の有無」及び「異常の内容」の 記載欄を設定しているもの	○	○	○	○
改善 内容に 係る 記載 事項	「補修等の処理方法又は処理不要の 場合の所見」の記載欄を設定し、異 常の処理に関し具体的に記載するこ ととしているもの		○		
	「改善の概略」のみ記載することと しているもの	○			
	単に「処理の未済」を選択するのみ としているもの			○	○

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 「○」は記載欄を設定しているものを示す。

表 2-(1)-ア-⑩ 安全点検報告書（看板カルテ）様式案＜一部抜粋＞

看板カルテ		標準・突出し					
整理番号		総合評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	<input type="checkbox"/> 改修済
							年 月 日

下記の通り安全点検を実施したので報告します。なお、報告内容は事実と相違ありません。

設置者	会社名						
	住所	〒	—			Tel:	
管理者 (点検者)	会社名						
	住所	〒	—			Tel:	
	屋外広告業登録No.		第		号	担当者	
管理者資格 / No.	<input type="checkbox"/> 屋外広告士	<input type="checkbox"/> ネオン工事資格者	<input type="checkbox"/> 建築士()級	<input type="checkbox"/> その他()		第	号

看板アイテム	<input type="checkbox"/> 屋上広告	<input checked="" type="checkbox"/> 突出	<input type="checkbox"/> 建植	<input type="checkbox"/> 壁面	<input type="checkbox"/> 野立	点検種別	<input type="checkbox"/> 目視点検 (遠望)	<input type="checkbox"/> 標準点検 (近接触手)	<input type="checkbox"/> 詳細点検
設置場所	〒	—							
設置年月日	年 月 日(年経過)				点検実施日	年 月 日			

① 壁面評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
② アンカーボルト評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
③ ブラケット/カバー評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
④ 内部鉄骨評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑤ フレーム評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑥ フレーム(押え)評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑦ 表示面板評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑧ 電材評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	
⑨ 付属部材評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	コメント	

看板カルテ

標準・突出し

整理番号		総合評価	<input type="checkbox"/> 良好	<input type="checkbox"/> 経過観察	<input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 即時修理	<input type="checkbox"/> 改修済
------	--	------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	------------------------------

平成 年 月 日

設置者	会社名						
	住所	〒	—			Tel:	
管理者 (点検者)	会社名						
	住所	〒	—			Tel:	
	屋外広告業登録No.		第		号	担当者	
管理者資格 / No.	<input type="checkbox"/> 屋外広告士	<input type="checkbox"/> ネオン工事資格者	<input type="checkbox"/> 建築士()級	<input type="checkbox"/> その他()		第	号

看板アイテム	<input type="checkbox"/> 屋上広告	<input checked="" type="checkbox"/> 突出	<input type="checkbox"/> 建植	<input type="checkbox"/> 壁面	<input type="checkbox"/> 野立	点検種別	<input type="checkbox"/> 目視点検(遠望)	<input type="checkbox"/> 標準点検(近接触手)	<input type="checkbox"/> 詳細点検		
設置場所	〒	—									
設置年月日	年 月 日 (年経過)				点検実施日	年 月 日					
設置躯体種別	<input type="checkbox"/> コンクリート	<input type="checkbox"/> 鉄骨	<input type="checkbox"/> ALC	<input type="checkbox"/> サイディング	<input type="checkbox"/> 木造(モルタル)	<input type="checkbox"/> その他()					
照明設備	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	照射方法	<input type="checkbox"/> 内照式	<input type="checkbox"/> 外照式	照明種別	<input type="checkbox"/> 蛍光灯	<input type="checkbox"/> スポット	<input type="checkbox"/> ネオン	<input type="checkbox"/> LED	<input type="checkbox"/> 他()
看板寸法	H × W × D					*LEDの場合は、LEDにも■入れる					

① 壁面	項目評価	画像	画像
ヒビ	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
盛り上がり変形	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
コメント			

② アンカーボルト	項目評価	画像	画像
サビ・腐食・劣化	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
ぐらつき・緩み	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
欠落	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
アンカー数/1ブラケット			
アンカーの全数			
コメント			

③ ブラケット/カバー	項目評価	画像	画像
鉄骨のサビ・劣化	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
板金のサビ・劣化	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
水抜き孔	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
ビスの緩み・欠落	<input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 好 <input type="checkbox"/> 経過観察 <input type="checkbox"/> 要改善 <input type="checkbox"/> 即時改修		
ブラケットの全数			
コメント			

※この報告書は、あくまでも目安であり、絶対に事故が起こらないという保証ではありません。

(注) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページによる。

表2-(1)-ア-① 屋外広告物点検基準（案）の別表2

別表2

新設：新設時

地震：地震台風後

①目視：目視点検

②標準：標準点検

	部位	新設	地震	経年				
				3年	6年	9年	12年	15年
	全 体	②標準	①目視	①目視	②標準	②標準	②標準	②標準
1	アンカー	打音	目視	目視	打音	打音	打音	打音
2	ブラケット	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
3	ブラケットカバー	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
4	ジョイント	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
5	鉄骨	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
6	枠	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
7	押さえ	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
8	面板	触診	目視	目視	触診	触診	触診	触診
9	電材	検査	目視	目視	検査	検査	検査	検査
10	ビス	目視	目視	目視	触診	触診	触診	触診

	部位	経年				
		16年	17年	18年	19年	20年
	全 体	②標準	②標準	②標準	②標準	②標準
1	アンカー	打音	打音	打音	打音	打音
2	ブラケット	触診	触診	触診	触診	触診
3	ブラケットカバー	触診	触診	触診	触診	触診
4	ジョイント	触診	触診	触診	触診	触診
5	鉄骨	触診	触診	触診	触診	触診
6	枠	触診	触診	触診	触診	触診
7	押さえ	触診	触診	触診	触診	触診
8	面板	触診	触診	触診	触診	触診
9	電材	検査	検査	検査	検査	検査
10	ビス	触診	触診	触診	触診	触診

※設置後の年数が不明な広告物等の初回点検は標準点検とする。

※塩害・強風など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高める。

(注) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会のホームページによる。

表 2-(1)-ア-⑫ 除却に関する規定及び運用に係る事項

事項 自治体	屋外広告物条例等 で定める事項		運用に係る事項	
	除却期限	除却後の届出	除却の確認方法	白看板の取扱い
北海道	期限満了日 より 5 日以内	遅滞なく知事に 届け出る	除却届に添付され る写真にて確認	白看板となった時点で屋外広告 物に該当しないものとして取り 扱う（空知総合振興局）
札幌市	期限満了後 直ちに	届出に関する 規定なし	確認を行っていない	除却として取り扱わない（継続許 可申請の対象） ※ 申請手数料の徴収なし
旭川市	期限満了後 遅滞なく	遅滞なく市長 に届け出る	除却届に添付され る写真にて確認	白看板となった時点で屋外広告 物に該当しないものとして取り 扱う
函館市	期限満了日 より 5 日以内	遅滞なく市長 に届け出る	除却届に添付され る写真にて確認	白看板となった時点で屋外広告 物に該当しないものとして取り 扱う
小樽市	期限満了日 より 5 日以内	遅滞なく市長 に届け出る	除却届に添付され る写真にて確認	白看板となった時点で屋外広告 物に該当しないものとして取り 扱う
美唄市	期限満了日 より 5 日以内	遅滞なく市長 に届け出る	除却届に添付され る写真にて確認	除却として取り扱わない（継続許 可申請の対象） ※ 申請手数料の徴収あり

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(1)-イ-① 違反広告物実態調査の実施状況

自治体	実施状況
北海道	違反広告物是正事務取扱要領に基づき、平成 8 年度以前から実施している。
札幌市	違反広告物是正事務取扱要領等を特に定めていないが、平成 28 年度から、道路法の所管課と連携した道路占用物件・屋外広告物適正化事業により実施している。
旭川市	違反屋外広告物是正指導要領に基づき、平成 28 年度から実施している。
函館市	違反広告物是正事務取扱要領等を特に定めていないが、平成 23 年度に、民間事業者への委託により実施した屋外広告物実態調査の結果に基づき、違反屋外広告物を把握している。
小樽市	未実施
美唄市	未実施

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(1)-イ-① 市内全域を目標に網羅的に把握するための違反広告物実態調査を実施しているもの

<p>○ 自治体名：旭川市</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>旭川市では、平成 28 年 8 月から、嘱託職員を 1 人雇用し、休日及び祝祭日を除く毎日、市内中心地を徒歩で巡回し、屋外広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕等を除く。）について、目視による調査、写真撮影、レーザー距離計による面積の算定を行った上で、実態調査物件調書を作成している。</p> <p>現段階では、市内中心部（約 2.5 平方キロメートル）の約 2,300 件（許可不要のものを含む。）の調査を終了しており、平成 29 年度に、これまでの調査結果を整理した上で、無許可の屋外広告物について、設置者等に対する指導を行っていく方針である。</p> <p>なお、同市では、同調査を開始して間もないことから、具体的な計画等は定めていないものの、市内全域を調査する考えがあるとしている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(1)-イ-② 市内の主要な市街地について網羅的に把握するための屋外広告物実態調査を実施しているもの

<p>○ 自治体名：函館市</p>
<p>【事例の説明】</p> <p>函館市は、平成 23 年 7 月から 24 年 2 月にかけて、緊急雇用創出推進事業補助金（国庫補助事業）を活用し、民間事業者へ委託して屋外広告物実態調査を実施している。函館市の外環状線の内側の区域（約 34 平方キロメートル）を調査範囲として、目視による調査、写真撮影を行い、地図データ上に事業所名称、総表示面積、写真等のデータを記録している。</p> <p>当該調査では、13,490 件の物件の実態を調査し、同市でその結果を精査したところ、このうち明らかに許可が必要なものが 448 件あることが判明し、無許可の物件が多数存在する原因として、屋外広告物の許可制度を知らない人が多いことが考えられたことから、その後、無許可物件の解消を図るため、市内の小売業・サービス業を主体とした 2,891 事業者に対し、屋外広告物許可制度の周知・啓発パンフレットを送付している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(1)-イ-③ 道路法担当と連携して違反広告物実態調査を実施しているもの

○ 自治体名：札幌市

【事例の説明】

札幌市では、道路法担当において、道路占用物件の適正化を図るため、平成 8 年度から、対象区域を設定し、道路を占有している看板等の実態を把握し指導する道路占用物件適正化事業（独自事業）を実施している。

道路占用物件適正化事業は、平成 27 年度までは、道路を占有する看板等に限定して把握していたが、27 年 2 月に市内で看板落下事故が発生したことを受けて、条例担当から違反屋外広告物の把握及び指導への活用方について提案があったことから、28 年度からは調査対象に私有地内の屋外広告物を追加し、条例に基づく許可の有無や許可基準への適合状況についても調査する道路占用物件・屋外広告物適正化事業を実施している。

なお、同市では、平成 28 年度の調査結果を基に、29 年度に、道路法に基づく指導に加え、条例に基づく指導を実施する予定であるとしている。

表 札幌市における屋外広告物の把握及び指導に係る事業の実施状況

事項 年度	事業名	契約額	実施区間	調査対象	実施内容	調査物件数等
平成 26 年度	道路占 用物件 適正化 事業	1,458,000 円	中央区南 2 条 線・南 3 条線 及び西 2 丁目 線・西 7 丁目 線で囲まれた 区域の市道	市内の市道又 は道道の道路 区域上に設置 又は突き出し て掲出されて いる占用物件	・事前調査及び PR ・現地調査（測 量、写真撮影等） ・占用物件個別 台帳等の作成 等	道路占用物件 調査 549 件 うち、335 件（突 出看板 107 件） に指導
27 年度	同上	3,965,444 （1,510,000 円（当初）、 2,455,444 円（追加））	同上	同上	・平成 26 年度の 調査結果に基づ く指導 ・26 年度の調査 後に設置された 占用物件の調査 及び結果に基づ く指導 ・指導調書等の 作成 等	
28 年度	道路占 用物件・屋 外広告物 適正化 事業	3,952,800 円	中央区北 2 条 西 2 丁目～北 3 条西 3 丁目 の市道	<u>上記物件に加 え、私有地内に 設置されてい る屋外広告物</u>	・事前調査及び PR ・現地調査 ・占用・屋外掲出 物件個別台帳等 の作成 等	屋外広告物 調査 1,119 件 道路占用物件 267 件 （重複あり）

（注）当局の調査結果による。

表 2-(1)-ウ-① 安全パトロールの実施状況

自治体	調査結果
<p>北海道</p> <p>空知総合振興局</p>	<p>北海道では、北広連との間に締結している「良好な広告景観の形成のための連携協定」に基づく事業として、平成 27 年度から、各（総合）振興局において、北広連の会員団体と合同で安全パトロールを実施している。</p> <p>平成 29 年度については、年度当初に道内で看板落下事故が発生したことを受け、例年 9 月に実施している同パトロールについて、5 月に緊急的に実施し、更に 9 月にも実施する予定（調査日現在）としている。</p> <p>北海道空知総合振興局では、平成 27 年度から、北広連の会員団体である空知広告美術業組合と合同で安全パトロールを実施している。実施区域については、平成 27 年度は岩見沢市道道美唄達布岩見沢線ほか 2 路線、28 年度は滝川市大町 1 丁目から本町 6 丁目までの間の国道 12 号沿線及び緑町 1 丁目から東町 1 丁目までの間の国道 38 号沿線、29 年度は岩見沢市の駅前通・中央通等の飲食店街を対象に同パトロールを実施している。その結果、安全性に問題が認められた平成 27 年度 1 件については文書指導を実施し、28 年度 4 件、29 年度 17 件については、面会ができたものに対し口頭指導を実施している。</p>
<p>札幌市</p>	<p>札幌市は、平成 28 年 7 月に、「良好な景観の形成、風致の維持」及び「公衆に対する危害の防止」のために相互に協力して取組を行う連携協定を北広連の会員団体である協同組合札幌広告美術協会との間に締結し、協定に基づく新たな取組として、平成 28 年 9 月に、同協会と合同で安全パトロールを実施している。北区麻生町 3 丁目から 6 丁目の麻生 1 号線の区間をパトロールし、安全性に問題が認められた屋外広告物 15 件について、設置者等に対し、安全管理の啓発及び指導を実施している。</p>
<p>旭川市</p>	<p>旭川市は、平成 28 年 9 月に、北広連の会員団体である旭川広告美術業協同組合と合同で安全パトロールを実施している。旭川市中心部（3 条通 12 丁目～6 条通 15 丁目）の区間をパトロールし、安全性に問題が認められた屋外広告物 11 件について、後日、設置者等に対し、文書指導を実施している。</p>
<p>函館市</p>	<p>函館市は、平成 27 年度から、北広連の会員団体である函館屋外広告業協同組合と合同で安全パトロールを実施している。平成 27 年度は 9 月に 2 日間の日程で実施し、美原地区及び本町地区の 34 件について、パンフレット等を配布して周知啓発を図るとともに、安全性に問題が認められた屋外広告物の設置者等に対し安全管理の要請を行っている。平成 28 年度も 9 月に 2 日間の日程で函館屋外広告業協同組合と合同パトロールを実施し、五稜郭地区及び大門地区の 42 件について周知啓発を図るとともに、安全性に問題が認められた屋外広告物 8 件について口頭指導を実施している。</p> <p>また、函館市内で看板落下事故が発生したことを受け、平成 29 年 4 月に緊急パトロールを実施し、道道函館上磯線及び国道 5 号線沿道の 75 件について周知啓発と安全管理の口頭指導を行うとともに、無許可の物件 15 件について、後日、文書による指導を実施している。さらに、平成 29 年 5 月に、函館駅前通の 58 件について緊急パトロールを実施し、周知啓発と安全管理の口頭指導を行うとともに、無許可の物件 9 件について、後日、文書による指導を実施している。</p>
<p>小樽市</p>	<p>未実施</p>
<p>美唄市</p>	<p>未実施</p>

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(1)-ウ-① 安全パトロールへの同行やチラシ配布について、市町村の協力を得ているもの

○ 自治体名：北海道空知総合振興局

【事例の説明】

北海道空知総合振興局では、市町村の理解を得て、屋外広告物関係業務を担当する市町村職員が安全パトロールに同行している。同総合振興局では、安全パトロールを実施した結果、市町村の権限の範疇で対処可能なことがあれば、市町村の了解を得た上で対処を依頼することとし、平成 27 年度は岩見沢市都市計画課職員 2 名、28 年度は滝川市建築住宅課職員 2 名、29 年度は岩見沢市都市計画課職員 2 名が同行している。

また、平成 29 年度は、安全パトロールの実施を周知するチラシについて、岩見沢市を通じて、実施地区の町内会や商工会に配布している。

(注) 当局の調査結果による。

屋外広告 安心・安全のための

屋外広告 セーフティホットライン



危ない!

落ちそう!

壊れてる!

などの看板をお知らせ下さい

目的

老朽化した屋外広告物や、放置された屋外広告物については、安全上の問題が生じる恐れがあり、早期に適切な対応が必要です。そこで、生活圏内で発見した『安全上問題があるような屋外広告物』についてお知らせ、又は相談して頂きやすくするためにこの制度を設けました。

セーフティホットライン連絡先(北広連)

FAX 011-641-1560
E-MAIL hokouren@isis.ocn.ne.jp

※皆さまから頂いた個人情報については、他に流用することはありません。

物件の調査(安全性の確認等)

関係行政機関へ連絡

屋外広告士・技能士などの屋外広告物に精通している会員が各種相談も承ります。



「美しい景観づくりの担い手産業をめざして」

一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会
〒060-0061 札幌市中央区南1条西17丁目1-18
TEL 011-621-2393 FAX 011-641-1560
E-mail hokouren@isis.ocn.ne.jp

北海道 一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会(北広連) 連携協定事業

(注) 北海道のホームページによる。

事例表 2-(1)-ウ-② 管理者等を対象に屋外広告物の安全セミナーを開催しているもの

○ 自治体名：札幌市	
【事例の説明】	
札幌市は、協同組合札幌広告美術協会と連携し、平成 27 年 11 月に、屋外広告物の管理者等を対象とした安全セミナーを開催した。	
同市では、平成 27 年 2 月に市内で看板落下事故が発生したことを契機として、「札幌市屋外広告物安全管理指針」の策定及び安全点検報告書の見直しを行っており、同セミナーの中で内容の解説等を行っている。	
表 札幌市における屋外広告物安全セミナーの実施状況	
事項	内容
開催日時	平成 27 年 11 月 27 日 13 時 45 分～17 時 20 分
会場	札幌コンベンションセンター
対象	屋外広告物の管理者、屋外広告業者等
講師	建築設計事務所 代表者
参加費	無料
講義内容	○ 屋外広告物の点検・補修方法、事故事例 ○ 札幌市職員による札幌市屋外広告物安全管理指針と安全点検報告書の解説

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(1)-ウ-③ 市民や事業者等を対象に屋外広告物の安全対策に関する講演会を開催しているもの

○ 自治体名：函館市		
【事例の説明】		
函館市は、2 年に 1 回、定例的に、市民や事業者等を対象とした屋外広告物の安全対策に関する講演会を開催している。平成 26 年度及び 28 年度は、下表のとおり、事業者団体等から講師を選任し、屋外広告物の事故事例の検証や点検方法等について講演を行い、定期点検や地震・強風後の臨時点検の重要性等を伝えている。		
表 函館市における屋外広告物の安全対策に関する講演会の実施状況		
事項 \ 年度	平成 26 年度	28 年度
開催日時	平成 27 年 3 月 2 日 13 時 30 分～15 時 00 分	平成 29 年 3 月 24 日 13 時 30 分～15 時 00 分
会場	函館市役所	サン・リフレ函館
講師	一般社団法人神奈川県広告美術協会 会長	一般社団法人北海道屋外広告業団体 連合会専務理事
参加費	無料	無料
講演内容	屋外広告物の事故事例の検証と安全 対策	屋外広告物の安全管理と点検方法

(注) 当局の調査結果による。

表2-(2)-ア 直近における占用物件（屋外広告物）の許可等件（個）数

調査対象等機関	許可等件（個）数		備 考
北海道開発局 札幌道路事務所	許可	3,769 個（新規 62 個、変更 2,143 個、更新 1,564 個）	○ 平成 28 年度の許可等物件個数 ○ 対象は通知（表 1-⑩）に定められた「突出看板等」又は「添加看板等」に該当する物件
	廃止	569 個	
	許可	253 個（新規 15 個、変更 95 個、更新 143 個）	
	廃止	23 個	
北海道 空知総合振興局	許可	1,510 件（5,806 個）	○ 平成 29 年 5 月 9 日現在（本庁が各（総合）振興局の報告に基づきデータを更新した日）の許可件数（物件個数） ○ 道路法施行令第 7 条第 1 号の「看板」に該当する物件
	許可	100 件（907 個）	
札幌市 中央区	許可	269 個（新規）、65 件（変更 62 件、更新 3 件）	○ 平成 28 年度の許可等物件個（件）数 ○ 札幌市が定めた区分である「突出看板」、「広告板」、「可動看板」、「店頭標識」、「添加広告」に該当する物件
	廃止	283 件	
	許可	103 個（新規）、18 件（変更 18 件）	
	廃止	30 件	
旭川市	許可	6 件（新規、変更）	○ 平成 28 年度の許可等件数 ○ 「突出看板」に該当する物件
	廃止	28 件	
函館市	許可	60 個（新規）	○ 平成 28 年度の許可等物件個数 ○ 「突出看板」、「電柱看板（突出型）」、「電柱等看板（巻付型）」に該当する物件
	廃止	141 個	
小樽市	許可	166 件	○ 平成 29 年 3 月 31 日現在の許可件数 ○ 道路法施行令第 7 条第 1 号の「看板」に該当する物件
美唄市	許可	実績なし	○ 平成 28 年度の許可等物件個数 ○ 道路法施行令第 7 条第 1 号の「看板」に該当する物件
	廃止	実績なし	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 道路管理者によって、占用物件に関する情報の整理区分、更新方法等が異なる。

事例表 2-(2)-ア 道路占有許可を受けている国道及び同許可を受けていない市道の上空に
設置された突出看板の例

○ 自治体名：美唄市

【事例の説明】

美唄市では、道路敷地内に基礎及び支柱がある地上広告物を除き、道路の上空に設置する突出看板については、道路占有許可を不要として運用している。このため、国道及び市道に面している同一建物に設置されている2枚の突出看板に係る道路占有の許可状況をみると、それぞれ国道と市道の上空に突き出して設置されており、国道の上空に設置されている1枚の看板は道路占有許可を受けているが、市道の上空に設置されている残りの1枚の看板については、同許可を不要として取り扱われている。

この運用について、美唄市は、従前から継続してきているものであるが、当該運用を開始した当時の関係資料が残っていないため、当該運用を開始した時期や経緯は不明であるとした上で、次のとおり説明している。

この運用が道路法の規定に反することは理解しているが、この運用を道路法に基づくものに変更する場合、現状においては、i) 看板が道路上に突き出しているか確認するために道路の境界を調べる業務が負担となること、ii) この運用を変更することで既に看板を設置している者からの抵抗を受けることなどが懸念されることなどから困難であるが、iii) 今後の検討課題であると認識しており、北海道の意見を聞きながら、検討したいとしている。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(2)-イ-① 「道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて」(平成 25 年 6 月社会資本整備
審議会道路分科会道路メンテナンス技術小委員会) <抜粋>

1. 道路構造物の適切な維持管理に向けて

1-1 道路構造物の維持管理の基本的な考え方

- (1) 道路管理者による適切な維持管理とそれを支える国の役割 (略)
- (2) メンテナンスサイクルの構築 (略)

1-2 メンテナンスサイクルの構築に求められる重要な視点 (略)

- (1) 安全性の確保 (利用者や第三者への被害の防止) (略)
- (2) 長寿命化 (略)
- (3) 道路構造物の特性等を踏まえた対応 (略)

なお、道路には、道路構造物のほかに、道路管理者以外の者が設置する、電柱や下水道管等の道路占用物件がある。これまで、その適切な維持管理については関係法令等に基づき、一義的に占有事業者が行うものとされてきた。しかしながら、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある占有物件については、道路構造物と同様に道路管理者においても、占有事業者とともにその安全性の確認が徹底されるような仕組みの構築に取り組むべきである。

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(2)-イ-② 「道路法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 25 年 5 月衆議院
国土交通委員会第 183 回国会閣法第 33 号附帯決議) <抜粋>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一～六 (略)

七 緊急輸送道路だけでなく避難路等においても、必要に応じ、電柱等の道路占用の禁止又は制限区域の指定や電線管理者への無利子貸付け等により無電柱化を積極的に推進し、歩道の整備やバリアフリー化とあわせて、災害時の円滑な輸送・避難を確保すること。また、道路管理者が占有物件の安全性を十分確認した上で占有を許可できるよう、道路管理者が上下水道管やガス管の地下埋設物などの占有物件の健全性や耐震性等の点検結果を確認できる仕組みの構築に努めること。

(注) 下線は当局が付した。

表2-(2)-イ-③ 「道路管理者による占有物件の安全確認の徹底について」(平成26年3月19日
付 国交省告示第28号各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局
開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長宛て国
土交通省道路局路政課長通知) <抜粋>

標記については、「道路メンテナンス技術小委員会」における中間とりまとめ「道路のメンテナ
ンスサイクルの構築に向けて」において、「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止す
る観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある占有
物件については、道路構造物と同様に道路管理者においても、占有事業者とともにその安全性
の確認が徹底されるような仕組みの構築に取り組むべきである。」とされ、また、衆議院国土交
通委員会（第183回国会における道路法の一部改正に係る審議）においても同様の附帯決議が
なされたところである。

これらを踏まえ、道路占有許可に当たっては、道路利用者や第三者への重大事故を未然に防
止する観点から、下記により、道路管理者による占有物件の安全確認を徹底することとしたの
で、その取扱に遺憾のないようにされたい。

記

1 占有物件の安全性の確認について（略）

(1) 新たに占有することとなる物件及び占有期間満了による更新物件の安全確認

申請者に対し、占有物件の構造が、道路法以外の法令に基づく技術基準等のうち、道路
法に基づく占有物件の構造に関する基準に関連する部分について適合していることについ
て、別添を参考に占有主体による直近の点検結果等の確認を行うこととする。なお、新た
に占有することとなる物件は、直近の点検結果等は存在しないため、申請書類の審査とと
もに、道路占有許可に当たっては、2に掲げる条件を附すこととする。

(2) 占有期間満了までの間の安全確認

① 対象

道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道
路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある電柱、電線、地下管路及びこれらの物件
と一体となって機能する占有物件を基本とする。

② 安全確認の時期

道路占有許可後、5年が経過する時期を基本とする。

③ 安全確認の方法

別添を参考に占有主体による直近の点検結果等を確認する等。

2 占有許可の条件

今後、道路占有許可（変更許可及び占有期間満了による更新許可を含む）に当たっては、
既存の一般的条件に加え、次に掲げる条件を附すことを徹底することとする。

(1) 「道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を
常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう
努めなければならないこと」

(2) 「道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道

路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと」

- (3) 「占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと」

3 その他

- (1) 占有物件の安全確認に当たっては、申請者又は占有主体に必要以上の書類の提出を要求するなど、申請者又は占有主体に過度な負担をかけることのないよう、厳に留意するものとする。

- (2) 本通知は、平成26年4月1日から施行する。

別添

【様式例】

宛名（道路管理者）

氏名（占有主体）

占有許可物件の安全性について

占有物件の安全性について、下記のとおり確認したので報告します。

記

占有物件の名称	占有物件の安全性	備考
〇〇〇	〔記載例〕 〇年～〇年に実施した〇〇に基づく点検等において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないものとして占有物件の安全性を確認	※ 可能な範囲内において数量等を記載。

(注) 下線は当局が付した。

表2-(2)-イ-④-i 26年通知に基づく看板類の占用物件の安全確認に係る取組状況（総括表）

調査対象等機関 事項	許可条件の付加			更新時の安全点 検結果の報告
	維持管理	異常時の措置・報告	5年経過時の報告	
北海道開発局	◎	◎	◎	○
北海道 （空知総合振興局）	◎	◎	◎	△
札幌市	○	○	○	○
旭川市	◎	◎ (HPに掲載して対応)	×	×
函館市	◎	○	○	○
小樽市	△	△	△	△
美唄市	○	○	○	○

(注) 1 当局の調査結果による。

2 許可条件の付加の各項目が示す条件は以下のとおりである。

- ① 維持管理：道路占有者は、道路法、同法施行令その他関係法令を遵守するとともに、占有物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと
- ② 異常時の措置・報告：占有物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占有物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと
- ③ 5年経過時の報告：道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷に特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件については、占有許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占有物件の安全確認のため、占有物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと

3 「◎」は既に実施済みであること、「○」は平成30年4月又は31年4月から具体的に取り組む予定があること、「△」は検討を予定していること、「×」は実施を予定していないことを示す。

表 2-(2)-イ-④-ii 許可条件の付加に係る取組状況

調査対象等機関	実施状況	取組内容
北海道開発局	◎	既に平成 26 年 4 月以降に許可した占有物件を対象として付加している。
北海道 (空知総合振興局)	◎	同上
旭川市	◎	既に平成 27 年 2 月の札幌市における看板の落下事故の発生を契機として、維持管理に関する文言を追加し、異常時の報告については同市のホームページに掲載することで対応しているため、5 年経過時の報告については必要なく、条件に付加していないとしている。
函館市	◎	既に維持管理に関する条件を付しているが、それ以外の 5 年経過時の報告に係る条件及び異常時の報告等に係る条件を付加していないため、今後、26 年通知の内容を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日以降に許可した占有物件を対象に 2 条件を付加する予定としている。
札幌市	○	平成 30 年 4 月 1 日以降に許可した占有物件を対象に付加する予定としている。
美唄市	○	平成 30 年 4 月 1 日以降に許可した占有物件を対象に付加する予定としている。
小計 6 機関		
小樽市	△	他の自治体における取組状況を踏まえて検討する予定としている。
小計 1 機関		
計 7 機関		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「◎」は既に実施済みであること、「○」は平成 30 年 4 月から具体的に取組む予定があること、「△」は検討を予定していることを示す。

表2-(2)-イ-④-iii 更新時の安全点検結果の報告を求める取組の状況

調査対象等機関	実施状況	取組内容
北海道開発局 (札幌道路事務所)	○	26年通知が示す占有物件については、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占有物件とされ、突出看板等落下する可能性がある屋外広告物についても対象としている。 このため、平成26年度に新規又は更新の許可を受け、5年の許可期間を経て31年度までに更新時期を迎える占有物件を対象に安全点検結果の提出を求める予定としている。
札幌市	○	看板の落下事故が相次いで発生している状況を踏まえ、平成30年4月以降に許可を与える占有物件を対象に26年通知で求められている条件を付加する予定としている。
函館市	○	道内で看板の落下事故が相次いで発生している現状を踏まえ、屋外広告物条例の許可を受けている占有物件を対象に、平成30年4月から26年通知に示された様式を用いて報告を求める予定としている。
美唄市	○	26年通知の主旨を踏まえ、実施が必要と判断し、平成30年4月以降に許可した占有物件を対象にして、26年通知に示された様式を用いて安全点検結果の報告を求める予定としている。
小計 4機関		
北海道 (空知総合振興局)	△	北海道は、各(総合)振興局に対し、柱、電線、地下管路及びこれら物件と一体となって機能する占有物件を対象に実施し、屋外広告物を含むその他の物件については、個別に判断の上実施することは差し支えない旨指示しており、各(総合)振興局における取組状況については、特に把握していないとしている。 このうち空知総合振興局における取組状況をみると、北海道本庁の指示を受け、同振興局管内で道路占有の許可事務を行っている6出張所(千歳、岩見沢、滝川、深川、当別及び長沼)に対し北海道本庁と同様の指示をしているが、出張所の中に適用対象物件以外に個別に判断して実施しているものはみられなかった。 ただし、同振興局は、道内で看板の落下事故が相次いで発生しており、看板の安全性を確保することの重要性が高まっている現状を踏まえ、26年通知が適用となった平成26年4月以降に道路占有許可を受け、5年の許可期間を経て初めて更新時期を迎える31年4月までに実施するか否かを検討する予定としている。
小樽市	△	占有物件の安全性を確認するためには、申請者の負担を考慮しながら、どのような書類を求めたらよいか判断が難しいため、報告を求めているが、他の自治体における取組状況を踏まえて検討する予定としている。
小計 2機関		
旭川市	×	電線、電柱、水道管、ガス管等の占有物件については、劣化による危険の発生はきわめてまれで施工の不良によるところが大きいこと、また、看板等その他物件については、落下等の事故の発生がまれであることから申請者の負担となると判断し報告を求める予定がないとしている。
小計 1機関		
計 7機関		

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「○」は平成30年4月又は31年4月から具体的に取組む予定があること、「△」は検討を予定していること、「×」は実施を予定していないことを示す。

事例表 2-(2)-ウ 白看板を除却として扱っているが、撤去として運用されていない例

○ 自治体名：旭川市

【事例の説明】

旭川市においては、表示がなく白地のまま盤面が残っている白看板については、除却として撤去として運用されていないため道路が原状に回復されていない状況となっている。

旭川市では、当該運用について、従前からの運用であるが、当該運用を開始した当時の関係資料がないため、当該運用を開始した時期や経緯は不明としつつ、現状においては、除却となった白看板については、新たな広告主による道路許可申請がなされることが多いことから、一時的な状態であり、よって、看板が放置されることは少なく交通に支障を来す可能性は低いと説明している。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(2)-エ-① 「自家用看板等による道路の不法占用の取扱いについて」(昭和 57 年 11 月 9 日付け各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事・各指定市長宛て建設省道政発第 72 号建設省道路局長通達) <抜粋>

道路管理者は、道路の占有に関して道路法第32条及び第33条の規定等に基づき厳正に占有事務を遂行する責務があることはもとよりのことであるが、道路上に設置されている自家用看板、日除け、アーケード等(以下「自家用看板等」という。)のうち相当数が不法占有のまま放置され、あるいは道路敷地が家屋、軒、塀等一体として居住の用に供されている工作物、自動販売機、私人の専用駐車場又は田畑により不法占拠されている事例が見受けられることは、道路管理上極めて遺憾である。

このような状況にかんがみ、各道路管理者においては不法占有の実態の把握に努めるとともに、今後特に下記の事項に留意し計画的にこれらの物件による不法占有の早期解消を図り、もって道路の管理に万全を期するよう努められたい。

おって、貴管下道路管理者あてこの旨周知徹底方願いたい。

記

- 一 占有許可を行うことができるものについては、占有許可申請を行わせ、適法化させること。
- 二 道路管理上具体的な支障があるもの及び田畑等占有許可できないものについては、撤去等の措置を講ずること。
- 三 適正な道路の使用方法等について沿道住民等に対して積極的にPRを実施すること。
- 四 家屋等による新たな不法占有の発生を防止するため、道路敷地と民有地の境界を明らかにする措置を講ずるとともに、巡視の強化等により敷地管理の徹底を期すること。

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(2)-エ-② 不法占用物件の把握及び指導状況

調査対象等機関	実施内容																					
北海道開発局	<p>【外部委託又は職員による道路パトロール】 各道路事務所における道路の維持管理を主な目的とした道路パトロールは、「北海道開発局道路巡回実施要領」(平成4年3月18日北開局建第293号北海道開発局通達)に基づき外部委託又は職員により実施している。道路パトロールは i) 通常、ii) 定期及びiii) 異常時の3つの巡回に分かれており、このうち通常巡回において道路の占用の状況等について監視し、不法占用物件を把握した場合には許可申請等について指導することとしている。通常巡回の実施頻度については、平均交通量が「50,000台/日」以上の区間は1日に1回、「5,000台/日」以上「50,000台/日」未満の区間は2日に1回、「5,000台/日」未満は3日に1回を基本とし、監視方法は基本的にパトロール車内から目視により行い、必要に応じて徒歩で行っている。</p> <p>【道路占用適正化促進事業による不法占用物件の把握】 平成元年から「道路占用適正化促進事業」によって、毎年予算の範囲内で一部の開発建設部を選定し、外部委託により特定の区域を対象(以下「対象区域」という。)とした占用物件の把握調査及び指導を実施している。対象区域は原則として人口が集中しているD I D地区(総務省統計局の国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体の人口が5,000人以上となる地区)内の国道において特に不法占用物件の是正を促進する必要があると判断した区域を選定している。</p> <p>札幌道路事務所では、平成24年度及び28年度に同事業を実施しており、いずれの年度も、対象地域については、D I D地区内で19年度に実施した区域を選定し、不法占用の突出看板等を24年度に11件、28年度に5件把握し文書指導を行っている(下表参照)。</p> <p>表 札幌道路事務所における道路占用適正化促進事業の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="411 1317 1369 1733"> <thead> <tr> <th>事項 年度</th> <th>路線</th> <th>区間</th> <th>延長</th> <th>期間</th> <th>不法占用物件 (突出看板等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成 24</td> <td>一般国道 12号</td> <td>札幌市白石区菊水上町1 条1丁目～札幌市厚別区 厚別東4条9丁目</td> <td>11.70km</td> <td rowspan="2">24年7月27 日～25年2 月22日</td> <td rowspan="2">11件</td> </tr> <tr> <td>一般国道 230号</td> <td>札幌市中央区北1条西4 丁目～札幌市南区簾舞</td> <td>18.80km</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>一般国道 12号</td> <td>札幌市中央区北1条西3 丁目～札幌市厚別区厚別 東5条8丁目</td> <td>14.20km</td> <td>28年7月29 日～29年1 月31日</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>	事項 年度	路線	区間	延長	期間	不法占用物件 (突出看板等)	平成 24	一般国道 12号	札幌市白石区菊水上町1 条1丁目～札幌市厚別区 厚別東4条9丁目	11.70km	24年7月27 日～25年2 月22日	11件	一般国道 230号	札幌市中央区北1条西4 丁目～札幌市南区簾舞	18.80km	28	一般国道 12号	札幌市中央区北1条西3 丁目～札幌市厚別区厚別 東5条8丁目	14.20km	28年7月29 日～29年1 月31日	5件
事項 年度	路線	区間	延長	期間	不法占用物件 (突出看板等)																	
平成 24	一般国道 12号	札幌市白石区菊水上町1 条1丁目～札幌市厚別区 厚別東4条9丁目	11.70km	24年7月27 日～25年2 月22日	11件																	
	一般国道 230号	札幌市中央区北1条西4 丁目～札幌市南区簾舞	18.80km																			
28	一般国道 12号	札幌市中央区北1条西3 丁目～札幌市厚別区厚別 東5条8丁目	14.20km	28年7月29 日～29年1 月31日	5件																	

北 海 道	<p>【外部委託による道路パトロール】</p> <p>道路パトロールは、各（総合）振興局単位で「北海道公物管理パトロール業務」（外部委託）の契約を行い、実施している。道路パトロールはi）通常、ii）夜間、iii）定期及びiv）異常時の4つのパトロールに分かれており、このうち、通常パトロールの業務監視項目に「不法行為の状況」を盛り込み、不法占用を把握した場合には許可申請等について指導することとしている。通常パトロールの実施頻度は、D I D地区を有する区間は毎日、その他の区間は週3回、自転車道は週1回、許認可に係る現地確認は必要の都度行うこととしている。運転要員及び巡視要員（おおむね3年以上の道路の維持管理に関する業務経験が必要）の2名が担当し、監視方法については、車上からの目視に加え、必要の都度、徒歩による目視で確認することとしている。</p>
札 幌 市	<p>【外部委託による道路パトロール】</p> <p>道路パトロールは、札幌市道路維持除雪業務（外部委託）の一業務として管轄地域内全てを対象に実施している。道路パトロールの1つである通常パトロールの監視事項に「歩道の路面、街路樹、路上設置物件等の状況の確認」が盛り込まれているほか、職員の指示に基づき実施する「道路の不法占用及び不正使用の監視調査」の監視項目に「不法行為の状況」が含まれている。</p> <p>通常パトロールの頻度は、幹線道路は1週間に1回以上、準幹線道路は2週間に1回以上、生活道路は1か月に1回以上となっており、監視方法については、運転要員及び巡視要員又は技術要員の2名以上で車上から目視で確認することとしている。なお、運転要員、巡視要員及び技術要員は、普通自動車免許が必要であるほか、巡視要員はおおむね2年以上の道路の維持管理に関する業務経験、技術要員は二級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有することが要件となっている。</p> <p>【道路占用物件・屋外広告物適正化事業】</p> <p>札幌市では、道路法担当において、道路占用物件の適正化を図るため、平成8年度から、特定の地域の道路を占用する看板等の実態を把握し指導する道路占用物件適正化事業を行っている。さらに、平成28年度からは、条例担当と連携し、調査対象に私有地内の屋外広告物を追加して、屋外広告物条例に基づく許可の有無や許可基準への適合状況についても調査する道路占用物件・屋外広告物適正化事業を実施している（事例表2-(1)-イ-③参照）。</p>
美 唄 市	<p>【嘱託職員による道路パトロール】</p> <p>道路の維持管理を主な目的とする道路パトロールを嘱託職員1名が専担で実施し、不法占用物件を把握した場合、許可申請等について指導することとしており、市民からの通報等にも対応している。</p>
旭 川 市	<p>【嘱託職員による不法占用物件の把握及び指導】</p> <p>旭川市では、平成10年6月から、嘱託職員2名を「突出看板類調査員」として雇用し、無許可で設置された突出看板及び日よけの把握、未申請物件に対する道路占用許可の申請に向けた指導、道路占用料の徴収、未納者への督促等の業務を行っている（事例表2-(2)-エ参照）。</p>
函 館 市 小 樽 市	<p>特に自ら不法占用物件を把握する方法は採っておらず、市民からの通報等に基づき、現地確認を行った上で許可申請等が必要な場合には指導している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(2)-エ 把握した不法占用物件について全て許可申請を行わせているもの

○ 自治体名：旭川市

【事例の説明】

旭川市では、平成 10 年 6 月から、嘱託職員 2 名を「突出看板類調査員」として雇用し、不法占用の突出看板及びひさしの把握、未申請物件に対する道路占用許可の申請に向けた指導、道路占用料の徴収、未納者への督促等の業務を行っている。

旭川市では、突出看板類調査員を雇用することとした理由について、当時の記録が残っていないため正確には分からないが、市内にある違法な突出看板の数が増え、また、それに関する苦情が増えてきたことから対策の必要性が生じたものと考えられるとしている。

突出看板類調査員は、不法占用物件の把握に当たって、事前に許可を受けている突出看板の占用場所、占用料、占用者の住所・電話番号等をまとめた一覧表を作成し、当該一覧表を外勤する際に所持している。外勤時に一覧表にない突出看板を見つけた場合、許可を申請するように指導している。また、許可を受けた突出看板については必ず現地確認を行い、写真を撮って許可の一覧表に対応した写真集を作成し、適宜利用している。

この取組の結果、平成 24 年度以降に把握した無許可で設置された突出看板は 24 年度 91 件、25 年度 17 件、26 年度 8 件、27 年度 19 件、28 年度 1 件であり、全て許可済となっている。なお、平成 23 年度以前に把握した不法占用物件の中には許可に至っていないものもあるが、引き続き指導しているところである。

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(3)-ア-① 屋外広告物の確認申請に係る建築基準法令<抜粋>

【建築基準法】

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第 6 条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一～四 （略）

2・3 （略）

4 建築主事は、第 1 項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から 35 日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から 7 日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。

5～9 （略）

(国土交通大臣等の指定を受けた者による確認)

第 6 条の 2 前条第 1 項各号に掲げる建築物の計画（前条第 3 項各号のいずれかに該当するものを除く。）が建築基準関係規定に適合するものであることについて、第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定した者の確認を受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第 1 項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす。

2～4 （略）

5 第 1 項の規定による指定を受けた者は、同項の確認済証又は前項の通知書の交付をしたときは、国土交通省令で定める期間内に、国土交通省令で定めるところにより、確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付に係る建築物の計画に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを 特定行政庁に提出しなければならない。

(工作物への準用)

第 88 条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁 その他これらに類する工作物で政令で指定するもの 及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの（以下この項において「昇降機等」という。）については、第 3 条、第 6 条（第 3 項、第 5 項及び第 6 項を除く）ものとし、第 1 項及び第 4 項は、昇降機等については第 1 項第一号から第三号までの建築物に係る部分、その他のものについては同項第四号の建築物に係る部分に限る。）、第 6 条の 2（第 3 項を除く。）、（中略）の規定を準用する。この場合において、第 20 条第 1 項中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

2～4 （略）

【建築基準法施行令】

(建築基準関係規定)

第 9 条 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項、法第 87 条の 2（法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）並びに 法第 88 条第 1 項 及び第 2 項において 準用する場合を含む。）の 政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で、建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一 （略）

二 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 3 条から第 5 条まで（広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。）

三～十六 (略)

(工作物の指定)

第138条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で法第88条第1項の規定により政令で指定するものは、次に掲げるもの(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関するものその他の法令の規定により法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除く。)とする。

一～二 (略)

三 高さが4メートルを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

四～五 (略)

【建築基準法施行規則】

(確認審査報告書)

第3条の5 法第6条の2第5項(法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の国土交通省令で定める期間は、法第6条の2第1項の確認済証又は同条第4項の通知書の交付の日から7日以内とする。

2 法第6条の2第5項に規定する確認審査報告書は、別記第16号様式による。

3 法第6条の2第5項の国土交通省令で定める書類(法第6条の2第1項の確認済証の交付をした場合に限る。)は、次の各号に掲げる書類とする。

一 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに定める書類

イ・ロ (略)

ハ 法第88条第1項に規定する工作物 別記第10号様式(観光用エレベーター等にあつては、別記第8号様式(昇降機用))の第2面による書類

ニ (略)

二 法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(以下単に「確認審査等に関する指針」という。)に従って法第6条の2第1項の規定による確認のための審査を行ったことを証する書類として国土交通大臣が定める様式によるもの

三 適合判定通知書又はその写し

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(3)-ア-② 「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指発第 201 号・住街発第 48 号都道府県知事宛て住宅局長通達) <抜粋>

<p>第 1～第 7 (略)</p> <p>第 8 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建築基準関係規定について(法第 6 条第 1 項及び令第 9 条関係)</p> <p><u>改正法により「建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」として明確に定めることとし、整備等政令により建築基準法令の規定以外のものの具体的内容を定めた。</u></p> <p>従来、建築確認・検査の対象となる建築確認対象法令以外の法令の審査を行っている事例が見受けられるところであるが、<u>今般、建築確認・検査の対象となる法令を建築基準関係規定として明確に定めたことから、建築基準関係規定以外の法令の審査を行うことのないようにされたい。</u>なお、真に審査が必要なものについては、建築基準法に基づく条例とすることにより建築基準関係規定とする等の所要の措置を講じられたい。</p> <p>(略)</p> <p>このほか、<u>建築基準関係規定の審査方法等については別途通知する</u>が、従前との相違等に留意の上、確認検査事務の迅速化に努められたい。</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(3)-ア-③ 「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成 11 年 4 月 28 日付け建設省住指発第 202 号都道府県建築主務部長宛て建設省住宅局建築指導課長通知) <抜粋>

<p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 建築基準関係規定関係</p> <p>1 「建築確認対象法令について」(昭和 61 年 3 月 28 日付け建設省住指発第 80 号建設省住宅局建築指導課長通達。以下「確認対象法令通達」という。)は、平成 11 年 5 月 1 日をもって廃止する。ただし、<u>建築基準関係規定の審査に当たっては、確認対象法令通達における建築確認対象法令の審査の例によること。</u></p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(3)-ア-④ 「建築確認対象法令について」(昭和 61 年 3 月 28 日付け建設省住指発第 80 号特定行政庁建築主務部長宛て住宅局建築指導課長通知) <抜粋>

<p>建築確認事務の迅速化については、昭和 61 年 3 月 28 日付け建設省住指発第 79 号をもって建設省住宅局長より通知したところであるが、この通知に掲げる建築確認対象法令について、その基準及び範囲を下記のとおり整理したので通知する。</p> <p><u>左記に掲げる法令の審査は、建築主事の直接の確認又は他部局への合議いずれの方法で行っても差し支えない</u>が、建築確認は、確認申請書に明示された事項で判定することができる範囲で行うこととし、工事完了時の検査は、目視等により判定できる範囲で行うこととされたい。</p> <p>なお、左記に掲げる法令以外の法令に関しては、必要に応じ、関係部局と連絡調整を図るとともに、確認申請者に対して他法令による許可を受ける必要性等について指導等を行い、建築行為が円滑かつ適正に行われるよう留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建築確認対象法令の基準 (略)</p> <p>2 建築確認対象法令の範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 6 条及びこれに基づく都道府県の条例</p> <p>(以下略)</p>
--

(注) 下線は当局が付した。

表2-(3)-ア-⑤ 工作物及び高さ4メートルを超える屋外広告物の「確認済証」交付件数

[単位：件、%]

自治体		年度	平成26年度	27年度	28年度	計	
北海道	工作物	建築主事	236	111	112	459	
		指定確認検査機関	166	99	202	467	
		計	402	210	314	926	
	うち屋外 広告物	建築主事	45 (19.1)	41 (36.9)	29 (25.9)	115 (25.1)	
		指定確認検査機関	80 (48.2)	63 (63.6)	69 (34.2)	212 (45.4)	
		計	125 (31.1)	104 (49.5)	98 (31.2)	327 (35.3)	
	空知総合振興局	工作物	建築主事	28	7	12	47
			指定確認検査機関	19	17	24	60
			計	47	24	36	107
		うち屋外 広告物	建築主事	6 (21.4)	2 (28.6)	7 (58.3)	15 (31.9)
指定確認検査機関			18 (94.7)	12 (70.6)	13 (54.2)	43 (71.7)	
計			24 (51.1)	14 (58.3)	20 (55.6)	58 (54.2)	
札幌市	工作物	建築主事	38	30	36	104	
		指定確認検査機関	143	133	131	407	
		計	181	163	167	511	
	うち屋外 広告物	建築主事	26 (68.4)	24 (80.0)	27 (75.0)	77 (74.0)	
		指定確認検査機関	135 (94.4)	130 (97.7)	127 (96.9)	392 (96.3)	
		計	161 (90.0)	154 (94.5)	154 (92.2)	469 (91.8)	
旭川市	工作物	建築主事	40	16	27	83	
		指定確認検査機関	18	22	15	55	
		計	58	38	42	138	
	うち屋外 広告物	建築主事	28 (70.0)	16 (100)	27 (100)	71 (85.5)	
		指定確認検査機関	18 (100)	21 (95.5)	12 (80.0)	51 (92.7)	
		計	46 (79.3)	37 (97.4)	39 (92.9)	122 (88.4)	
函館市	工作物	建築主事	26	36	27	89	
		指定確認検査機関	21	16	19	56	
		計	47	52	46	145	
	うち屋外 広告物	建築主事	24 (92.3)	33 (91.7)	25 (92.6)	82 (92.1)	
		指定確認検査機関	11 (52.4)	15 (93.8)	19 (100)	45 (80.4)	
		計	35 (74.5)	48 (92.3)	44 (95.7)	127 (87.6)	
小樽市	工作物	建築主事	9	5	5	19	
		指定確認検査機関	9	9	6	24	
		計	18	14	11	43	
	うち屋外 広告物	建築主事	2 (22.2)	2 (40.0)	4 (80.0)	8 (42.1)	
		指定確認検査機関	5 (55.6)	9 (100)	4 (66.7)	18 (75.0)	
		計	7 (38.9)	11 (78.6)	8 (72.7)	26 (60.5)	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 屋外広告物の確認済証の交付件数は、広告板、広告塔及び看板に係る件数を示す。

3 () 内は、工作物の確認件数に対する屋外広告物の確認件数の割合を示す。

表 2-(3)-ア-⑥ 高さ 4メートルを超える屋外広告物の確認申請案件について、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に基づく屋外広告物条例の適合性の確認方法

自治体	受付機関	特定行政庁（自治体）	指定確認検査機関
	北海道空知総合振興局	条例所管課への合議により確認を要請	自ら確認
	札幌市	同上	同上
	函館市	同上	同上
	旭川市	同上	同上
	小樽市	同上 (注 2 参照)	同上

(注) 1 当局の調査結果による。

2 小樽市建築指導課は、屋外広告物の確認申請がなされた際、受付窓口で、申請者に対し、所定の様式に申請書類一式を添えて手交し、条例所管課と事前協議を行うよう要請している。建築指導課は、当該事前協議の結果、許可申請中である又は未申請である場合には、条例所管課に合議し、許可済み又は許可不要の場合は、合議することなく、確認済証を交付している。

表 2-(3)-ア-⑦ 指定確認検査機関が行った屋外広告物の確認申請案件について、5自治体の建築確認担当から条例所管課への情報提供の状況

事項 自治体	情報提供 の有無	情報提供の状況
函館市	有	<p>函館市建築行政課では、指定確認検査機関から屋外広告物に係る確認審査報告書が提出された後に、屋外広告物条例の無許可物件を防止するために、屋外広告物担当のまちづくり景観課に当該案件について情報提供している。</p> <p>まちづくり景観課では、当該情報を基に必要に応じて屋外広告物の設置者に確認することができ、屋外広告物条例の無許可物件を防止する上で、有益な情報となっているとしている。</p>
小樽市	有	<p>小樽市建築指導課は、指定確認検査機関から屋外広告物に係る確認審査報告書が提出された後、屋外広告物担当のまちづくり推進課に当該報告書一式を回付し、当該案件について情報提供している。</p> <p>まちづくり推進課では、屋外広告物の設置者の中にも、屋外広告物条例の許可が必要であることを承知していない者がおり、指定確認検査機関の確認審査案件の情報は、屋外広告物条例の無許可物件を防止する上で有益であるとしている。</p>
北海道 空知総合振興局	無 (当局調査日以降実施)	<p>北海道空知総合振興局建設指導課は、指定確認検査機関が受け付けた屋外広告物の確認申請案件について、特に支障がなかったことから、屋外広告物担当に情報提供してこなかった。当局の調査を受け、建設指導課内で協議した結果、建築確認担当(同課建設住宅係)は、指定確認検査機関から送付された屋外広告物の確認審査報告書等について、平成29年度分から屋外広告物担当(同課まちづくり主査)への回覧を行うこととした。</p> <p>この理由について、空知総合振興局では、指定確認検査機関からまちづくり主査に対し情報提供される仕組みはなく、屋外広告物条例の無許可物件の設置の防止のためにはより多くの情報が必要と考え、当該確認審査報告書等の回覧を行うこととしたものであるとしている。</p>
札幌市	無	<p>札幌市建築確認課は、指定確認検査機関が受け付けた屋外広告物の確認申請案件について、屋外広告物担当の区土木部維持管理課に情報提供していない。</p> <p>この理由について、札幌市建築確認課では、以下のとおり述べている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 札幌市屋外広告物条例については、担当部局である建設局において、札幌市のホームページに「札幌市屋外広告物条例の手引」を掲載するなどして周知している。このため、指定確認検査機関が行った屋外広告物の確認申請案件について、札幌市屋外広告物条例に基づく許可が必要にもかかわらず未申請のまま設置される可能性が低いことから、情報提供する必要性はないと判断している。
旭川市	無	<p>旭川市建築指導課では、指定確認検査機関が受け付けた屋外広告物の確認申請案件について、建築確認担当(同課建築確認係)から、屋外広告物担当(同課建築管理係)に情報提供していない。</p> <p>この理由について、旭川市建築指導課では、以下のとおり述べている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当課の屋外広告物業務については、平成28年度に都市計画課から当課に移管され、都市計画課が所管していた当時から確認申請案件に関する情報の提供を行ってこなかったことから、現在もその体制で業務を行っている。 ○ 指定確認検査機関から送付される確認審査報告書の情報だけでは屋外広告物に関する情報が少なく、屋外広告物条例の許可物件該当の判断が困難と認識している(他行政庁の物件把握の手法など参考となるものがあれば情報提供をいただきたい)。また、本市においては、屋外広告物の設置に当たり、ほぼ特定の業者が関わっている状況であるため、屋外広告物条例に基づく許可制度についても周知されていると認識していることから、情報提供を実施していない。

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(3)-ア-①

高さ 4メートル以下の屋外広告物について、屋外広告物条例許可前の建築物への設置を未然に防ぐため、特定行政庁が受け付けた建築物の確認申請に係る情報を条例所管課に提供している例

○ 自治体名：小樽市

【事例の説明】

小樽市建築指導課は、工作物として確認申請が必要のない高さ 4メートルを超えない屋外広告物についても屋外広告物条例の許可が必要な場合もあり、屋外広告物条例に基づく許可を得ないまま建築物への広告物設置を未然に防ぐため、平成 26 年 4 月 11 日から、同課で確認申請を受け付ける物件のうち、規模に関係なく、「専用住宅」、「長屋」及び「物置」以外の用途の建築物の確認申請があった際に、申請者に対し屋外広告物条例担当のまちづくり推進課と事前協議することを要請している。

また、屋外広告物の設置予定がないなどの場合は、確認済証の表紙に「今後、敷地内や建築物に屋外広告物を表示・設置する場合は、小樽市屋外広告物条例の許可が必要となることがあります。(まちづくり推進課)」が刻印されたゴム印を押印し、周知啓発を行っている。

この取組の経緯について、同市建築指導課では、平成 24 年度に制定された小樽市屋外広告物条例が、浸透していない状況がみられることから、まちづくり推進課からの要請があり実施したものであると説明している。

(注) 当局の調査結果による。

事例表 2-(3)-ア-②

指定確認検査機関からの建築物の確認業務に係る照会情報を、条例所管課に提供している例

○ 自治体名：小樽市

【事例の説明】

小樽市建築指導課は、屋外広告物条例の無許可広告物を防止する上で建設予定の建築物に係る情報も参考となるとし、指定確認検査機関から建築基準法第 77 条の 32 第 1 項に基づく建築物の確認業務に係る敷地状況等（道路の幅員、容積率、用途地域、防火区域等）の照会があった際には、屋外広告物の設置予定がない場合でも、当該機関への回答後、当該照会関係書類一式をまちづくり推進課にも回付し、情報提供している。

なお、同市建築指導課は、当該機関に対する市長名の回答文に「敷地内や建築物に屋外広告物を表示・設置する場合は、小樽市屋外広告物条例の許可が必要となることがあります。(担当：建設部まちづくり推進課景観デザイン担当 内線番号)」を付記し、周知啓発を図っている。

(注) 当局の調査結果による。

表2-(3)-イ-① 定期調査報告に係る建築基準法令<抜粋>

【建築基準法】

(維持保全)

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

(報告、検査等)

第12条 第6条第1項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物(以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。)を除く。)及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物(同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。)で特定行政庁が指定するもの(国等の建築物を除く。)の所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第3項において同じ。)は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者(次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。)にその状況の調査(これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備(以下「建築設備等」という。)についての第3項の検査を除く。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

別表第1 耐火建築物等としなければならない特殊建築物(第6条、第27条、第28条、第35条-第35条の3、第90条の3関係)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い) 欄の用途に供する階	(い) 欄の用途に供する部分(1)項の場合にあっては客席、(2)項及び(4)項の場合にあっては2階、(5)項の場合にあっては3階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計	(い) 欄の用途に供する部分の床面積の合計
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	200平方メートル(屋外観覧席にあっては、1,000平方メートル)以上	
(2)	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	300平方メートル以上	
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	2,000平方メートル以上	
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階	500平方メートル以上	
(5)	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの		200平方メートル以上	1,500平方メートル以上
(6)	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	3階以上の階		150平方メートル以上

【建築基準法施行令】

(勧告の対象となる建築物)

第14条の2 法第10条第1項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第6条第1項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が5以上である建築物
- 二 延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物

(定期報告を要する建築物等)

第16条 法第12条第1項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの（避難階以外の階を法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）とする。

- 一 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が100平方メートル以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（2）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物
 - 四 3階以上の階を法別表第1（い）欄（3）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物
 - 五 地階又は3階以上の階を法別表第1（い）欄（4）項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上の建築物
- 2 法第12条第1項の政令で定める建築物は、第14条の2に規定する建築物とする。
- 3 （略）

【建築基準法施行規則】

(建築物の定期報告)

第5条 法第12条第1項の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が定める時期（次のいずれかに該当する場合には、その直後の時期を除く。）とする。

- 一・二 （略）
- 2 法第12条第1項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。
- 3 法第12条第1項の規定による報告は、別記第36号の2様式による報告書及び別記第36号の3様式による定期調査報告概要書に国土交通大臣が定める調査結果表を添えてするものとする。ただし、特定行政庁が規則により別記第36号の2様式、別記第36号の3様式又は国土交通大臣が定める調査結果表に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式又は調査結果表を定めた場合にあつては、当該様式による報告書又は当該調査結果表によるものとする。
- 4 （略）

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(3)-イ-② 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年 3 月 10 日付け国土交通省告示第 282 号）＜抜粋＞

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。

第 1 定期調査等は、施行規則第 5 条第 2 項及び第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別表(イ)欄に掲げる項目（ただし、法第 12 条第 2 項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）に応じ、同表(ろ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(は)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

第 2・第 3 （略）

第 4 調査結果表は、施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、別記のとおりとする。

別表（広告板、広告塔に係るものを抜粋）

		(イ)調査項目		(ロ)調査方法	(ハ)判定基準	
2 建築物の外部	(17)	外壁	外壁に緊結された広告板、	機器本体の劣化及び損傷の状況	必要に応じて双眼鏡等を使用し目視により確認する。	機器本体に著しい錆又は腐食があること。
	(18)		空調室外機等			
3 屋上及び屋根	(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、 <u>広告塔</u> 等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	機器若しくは工作物本体又はこれらと屋上及び屋根との接合部に著しい錆、腐食等があること。	
	(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	目視及びテストハンマーによる打診等により確認する。	支持部分に緊結不良若しくは緊結金物に著しい腐食等又はコンクリート基礎等に著しいひび割れ、欠損等があること。	

別記 調査結果表（抜粋）

別記 (A4)								
調査結果表								
当該調査に 関与した調 査者	代表となる調査者	氏 名					調査者番号	
	その他の調査者							
番号	調 査 項 目	調 査 結 果			担 当 調 査 者 番 号			
		指 摘 な し	要 是 正	既 存 不 適 格				
2	建築物の外部							
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況						
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況						
3	屋上及び屋根							
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、 <u>広告塔</u> 等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況						
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況						

(注) 下線は当局が付した。

表 2-(3)-イ-③ 定期調査報告の報告状況

[単位：件、%]

自治体		年度	平成 26 年度	27 年度	28 年度	3 か年平均
北海道	報告対象 (A)		3, 151	2, 070	2, 376	2, 532. 3
	報告数 (B)		2, 438	1, 247	1, 840	1, 841. 7
	未報告数 (C)		713	823	536	690. 7
	報告率 (B/A)		77. 3	60. 2	77. 4	72. 7
空知総合振興局	報告対象 (D)		683	244	448	458. 3
	報告数 (E)		583	160	326	356. 3
	未報告数 (F)		100	84	122	102. 0
	報告率 (E/D)		85. 4	65. 6	72. 8	77. 7
札幌市	報告対象 (G)		4, 173	3, 812	4, 329	4, 104. 7
	報告数 (H)		3, 520	3, 215	3, 535	3, 423. 3
	未報告数 (I)		653	597	794	681. 3
	報告率 (H/G)		84. 4	84. 3	81. 7	83. 4
旭川市	報告対象 (J)		657	359	462	492. 7
	報告数 (K)		493	278	380	383. 7
	未報告数 (L)		164	81	82	109. 0
	報告率 (K/J)		75. 0	77. 4	82. 3	77. 9
函館市	報告対象 (M)		611	341	364	438. 7
	報告数 (N)		469	242	302	337. 7
	未報告数 (O)		142	99	62	101. 0
	報告率 (N/M)		76. 8	71. 0	83. 0	77. 0
小樽市	報告対象 (P)		220	120	182	174. 0
	報告数 (Q)		169	81	132	127. 3
	未報告数 (R)		51	39	50	46. 7
	報告率 (Q/P)		76. 8	67. 5	72. 5	73. 2

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(3)-イ-④-i 定期調査報告の報告状況及び未報告者に対する指導状況等

自治体		北海道 空知総合振興局	札幌市	旭川市	函館市	小樽市	
定期調査報告の報告状況	平成 26 年度	報告対象(A)	683 件	4,173 件	657 件	611 件	220 件
		報告数(B)	583 件	3,520 件	493 件	469 件	169 件
		報告率(B/A)	85.4%	84.4%	75.0%	76.8%	76.8%
	27 年度	報告対象(C)	244 件	3,812 件	359 件	341 件	120 件
		報告数(D)	160 件	3,215 件	278 件	242 件	81 件
		報告率(D/C)	65.6%	84.3%	77.4%	71.0%	67.5%
	28 年度	報告対象(E)	448 件	4,329 件	462 件	364 件	182 件
		報告数(F)	326 件	3,535 件	380 件	302 件	132 件
		報告率(F/E)	72.8%	81.7%	82.3%	83.0%	72.5%
	3 年間の平均の報告率		77.7%	83.4%	77.9%	77.0%	73.2%
3 年間の平均の未報告数		102.0 件	681.3 件	109.0 件	101.0 件	46.7 件	
該当者全員に定期調査報告の案内文書の送付		前年度の 3 月	当該年度の 4 月	当該年度の 4 月	前年度の 3 月下旬～当該年度の 4 月第 1 週	当該年度の 4 月	
報告期限		9 月 30 日 (平成 28 年度は、定期調査報告制度の改正に伴う経過措置として 29 年 3 月 31 日)	建築物の用途に応じ、9 月 30 日と 11 月 30 日に区分	9 月 30 日	9 月 30 日	9 月 30 日	
報告期限前の再通知				期限 1 か月前に実施			
未報告者に対する指導	督促通知	1 回 (12 月)	1 回 (報告期限に応じて 10 月中旬、12 月中旬に実施)	1 回 (10 月下旬)	2 回 (10 月、12 月)	1 回 (1 月)	
	電話による督促		2 回以上連続で未報告の建築物のうち、不特定多数者が利用する用途の建築物	前回報告があった建築物を優先			
	立入調査 (防災査察を含む。)		○ 上記の電話督促後も未提出者に対して実施 ○ 建築物防災週間 (春・秋) 中に実施	建築物防災週間 (春・秋) 中に実施		建築物防災週間 (春・秋) 中に実施	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 未報告者に対する指導状況の詳細は、表 2-(3)-イ-④-ii 参照。

表 2-(3)-イ-④-ii 定期調査報告の履行の確保のための取組（平成 26～28 年度）

自治体	定期調査報告の履行の確保のための取組内容
道空知総合振興局	<p>① 定期調査報告の対象建築物の所有者等に対し、前年度 3 月に定期調査報告の案内文書（「定期調査報告のおしらせ状」）を送付</p> <p>② 未報告者に対する督促状について、平成 26 年度及び 27 年度は 1 回（12 月）送付</p> <p>※ 道本庁が作成した定期報告業務事務処理の手引きでは、文書による督促を 2 回（10 月及び 12 月）実施することとされているが、空知総合振興局は、定期調査報告の事務処理担当が 1 人で、他の事務も兼務しているため、1 回の実施となったと説明</p> <p>なお、平成 28 年度の督促は、定期調査報告期限が、定期調査報告対象建築物の拡大に伴う経過措置として 29 年 3 月であったため、翌 4 月に送付</p>
札幌市	<p>① 定期調査報告の対象建築物の所有者等に対し、毎年度 4 月中旬に定期調査報告の案内文書（お知らせ状）を送付</p> <p>② 未報告者に対する督促状を 1 回（対象建築物の報告期限によって異なるため、10 月中旬又は 12 月中旬）送付</p> <p>③ 不特定多数の市民等が利用する用途の建築物のうち、定期調査報告が 2 回以上連続して未提出のものを対象に、電話による指導を実施。その指導に従わない建築物に対する立入調査を実施（調査指導係が担当。詳細は事例表 2-(3)-イ 参照）</p> <p>④ 建築物防災週間（春・秋）中に、未報告者に対する立入調査を実施し、定期調査報告の励行を指導（安全推進係が担当。平成 26 年度 5 件、27 年度 9 件、28 年度 4 件）</p>
旭川市	<p>① 定期調査報告の対象建築物の所有者等に対し、4 月に定期調査報告の案内文書（お知らせ状）を送付</p> <p>② 報告期限（9 月末）前の 8 月中下旬に報告の依頼文書を送付</p> <p>③ 未報告者に対する督促状を 1 回（10 月下旬）送付</p> <p>④ 前回定期調査報告があったが、今回報告がなかった建築物の所有者等に対し調査者を通じて個別に電話で督促</p> <p>⑤ 平成 27 年度及び 28 年度の建築物防災週間（春・秋）の防災査察の対象建築物に、前回の定期調査報告の未報告であったものも加え、定期調査報告の励行を指導（27 年度及び 28 年度の防災査察対象建築物計 53 件（27 年度 22 件、28 年度 31 件）のうち、未報告の建築物は 17 件（27 年度 10 件、28 年 7 件））</p>
函館市	<p>① 定期調査報告の対象建築物の所有者等に対し、3 月下旬ないし 4 月第 1 週目に定期調査報告の案内文書を送付</p> <p>② 未報告者に対する督促状を 2 回（10 月、12 月）送付</p>
小樽市	<p>① 定期調査報告の対象建築物の所有者等に対し、定期調査報告の案内文書「特殊建築物等の定期調査報告について（おしらせ）」を送付</p> <p>② 未報告者に対する督促状を 1 回（1 月中旬）送付</p> <p>③ 建築物防災週間（春・秋）の防災査察の対象建築物に、定期調査報告未報告物件を加え、定期調査報告の励行を指導（平成 26 から 28 年度に実施された防災査察対象建築物計 24 件（26 年度 8 件、27 年度 8 件、28 年度 8 件）のうち、未報告の建築物は計 9 件（26 年度 3 件、27 年度 4 件、28 年度 2 件））</p>

（注） 当局の調査結果による。

事例表 2-(3)-イ 定期調査報告の履行を徹底するための取組

自治体名：札幌市

【事例の説明】

札幌市は、以下のとおり、平成 26 年度から、不特定多数の市民等又は自力避難困難者が利用する建築物のうち、定期調査報告の未報告が 2 回以上繰り返しているものを対象に、電話で定期調査報告書の提出を指導するとともに、指導に従わず定期調査報告の提出がない場合に、立入調査を実施している（定期調査報告の提出を指導するとともに事故の際の人命に関わる防火・避難関係規定を中心に調査）。その結果、平成 26 年度以降、定期調査報告の報告率が 8 割台に上昇している。

1 対象建築物

建築基準法第 12 条第 1 項に基づく定期調査報告の対象建築物のうち、札幌市建築基準法施行規則第 18 条に掲げる表の区分(2)項から(6)項及び(8)項に定める建築物(注)で、未提出を繰り返しているものを主に対象としている。

(注)対象建築物の用途（規模等に関する要件は省略）

(2)項：病院、診療所(患者の収容施設があるもの)、老人ホーム又は児童福祉施設等

(3)項：劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外を除く。)、公会堂又は集会場

(4)項：キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店

(5)項：百貨店、マーケット又は物品販売業を営む店舗

(6)項：旅館又はホテル

(8)項：ボートリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

2 担当

建築安全推進課調査指導係（なお、定期調査報告の事務処理担当は、同課安全推進係）

3 実施結果

対象建築物について、建築安全推進課調査指導係が定期調査報告の提出を電話で指導した結果、平成 26 から 28 年度の 3 か年で、142 件の定期調査報告が提出された。また、その指導にもかかわらず、未提出の建築物について、112 件の立入調査を実施している。

[単位：件]

年度	事項	対象件数				次年度以降 繰越
		対象件数	対象外	定期調査報告 提出	立入調査	
平成 26 年度		213	25	114	74	0
27 年度		49	5	17	26	1
28 年度		29	1	11	12	5
合計		291	31	142	112	6

(注) 1 対象件数：未提出を繰り返している建築物のうち、過去に立入調査している建築物を除いたもの

2 対象外：現地調査等の結果から定期調査報告対象外となった建築物

3 定期調査報告提出：指導の結果、定期調査報告が提出されたため立入調査を見合わせた建築物

4 次年度以降繰越：今後立入調査を実施する予定の建築物

4 定期調査報告の報告率の推移（建築物）

本取組を実施した平成 26 年度以降、定期調査報告の報告率が 8 割台に上昇した。

事項	年度					
	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
報告対象	4,087 件	3,836 件	4,181 件	4,173 件	3,812 件	4,329 件
報告数	3,188 件	3,022 件	3,241 件	3,520 件	3,215 件	3,535 件
報告率	78.0%	78.8%	77.5%	84.4%	84.3%	81.7%

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑤

平成 29 年度において新たに実施している定期調査報告の履行に関する取組（予定を含む。）

自治体	取組内容（予定を含む。）
北海道	<p>北海道建設部住宅局建築指導課は、各（総合）振興局に対し、以下のとおり、平成 29 年度から未報告者に対して個別指導の実施を行うよう指示（平成 29 年 3 月及び 5 月に文書発出）している。</p> <p><対象者></p> <p>平成 26 から 28 年度までの定期調査報告の未報告者のうち、29 年度の定期調査報告対象の管理者等</p> <p><個別指導の方法></p> <p>i) 未提出者に電話連絡を行い、定期調査報告対象としてお互いに確認すること。 確認ができた場合は定期調査報告提出を指導</p> <p>ii) 電話に従わず、期限までに提出がない場合は、督促文書を持参の上、訪問面談により定期調査報告提出を指導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><平成 29 年度の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年 4～5 月 未報告者に対する報告要求文書の発送 (平成 26 年度～28 年度の定期調査報告の未報告者) ○平成 29 年 5～7 月 未報告者に対する電話による個別指導 (平成 26～28 年度の定期調査報告の未報告者のうち、平成 29 年度の定期調査報告対象者) ○平成 29 年 9 月 29 日 平成 29 年度定期調査報告提出期限 ○平成 29 年 10～12 月 未報告者に対する訪問面談（督促文書持参）による個別指導 (平成 29 年度定期調査報告対象者のうち電話指導で従わないもの) </div> <p>※次年度以降も同様のスケジュールで実施予定</p>
札幌市	<p>札幌市建築安全推進課は、平成 29 年 7 月、平成 10 年度以降未報告で、かつ、建築後 30 年以上経過した建築物（※）のうち、29 年度が定期調査報告対象の建築物の所有者に対し、定期調査報告を求める文書を送付している。また、29 年度報告対象外のものについては、建築基準法第 12 条 5 項に基づく調査報告を求めるとともに、定期調査報告の励行を求める文書を送付している。</p> <p>いずれも、期限までに報告されないものについては、電話等で督促を行うこととしている。</p> <p>※ 飲食店や物販店等の不特定多数の者が利用する建築物は、別途立入調査を実施しているため、除外している。</p>
旭川市	<p>旭川市建築指導課は、平成 29 年 6 月、定期調査報告対象の特定建築物 1,070 件（30 年度以降に報告の建築物を含む。）の所有者等に対し、定期調査報告を励行すること、及び適切な維持管理に努めることの文書を送付している。</p>

(注) 当局の調査結果による。

表 2-(3)-イ-⑥-i 要是正指摘所有者に対する是正指導の方法等（総括表）

事項	是正指導の方法		改善完了報告書等の提出指導	
	自治体等の長名の公文書による是正指導	定期調査報告書副本又は受理証に是正措置を促す文章を刻印したゴム印を押印し交付	改善計画書	改善完了報告書
自治体				
北海道空知総合振興局	○[局長名]	—	—	○
札幌市	△[市長名] (改善予定時期が未定な場合)	△ (改善予定時期がある場合)	△ (改善予定時期が未定なものの中で、改善完了報告書の提出期限までに改善が完了しない場合)	△ (改善予定時期が未定な場合)
旭川市	○[市長名]	—	△ (屋外広告物・外壁材の落下のおそれがある場合や非常時に人的被害のおそれがある場合)	—
函館市	—	○	—	—
小樽市	○[市長名]	—	—	—

- (注) 1 当局の調査結果による（詳細は、表 2-(3)-イ-⑥-ii 参照）。
- 2 ○は、「要是正」と報告された建築物の所有者等の全員に行っているものを示す。
- 3 △は、「要是正」と報告された建築物の所有者等の一部に行っているものを示す。また、()内は、その対象となるケースを示す。
- 4 —は、実施していないものを示す。
- 5 「自治体等の長名の公文書による是正指導」の [] は、公文書の発信者名を示す。

表2-(3)-イ-⑥-ii 要是正指摘所有者に対する指導状況

事項 自治体	是正指導の方法	改善完了報告等の提出指導
北海道 空知総合振興局	○ 要是正指摘所有者 <u>全員</u> に対し、 <u>文書（空知総合振興局長名）</u> により是正を指導	○ <u>左の文書</u> により、 <u>要是正指摘所有者全員</u> に対し、「改善事項の完了報告」の提出を指導 ※ 「改善事項の完了報告」の未提出者に対する督促は未実施
札幌市	○ 要是正指摘所有者のうち、 <u>要是正事項について具体的な改善を予定していない（定期調査報告書に改善予定時期が明記されていないもの）</u> 者に対し文書（札幌市長名）により是正を指導	○ 要是正指摘所有者のうち、 <u>左の文書による指導対象者</u> に対し、「改善完了報告書」の提出を指導（指摘事項の改善が提出期限までに完了しない場合には、「改善計画報告書」を提出。） ※ 提出期限（通知から約45日後）を経過しても報告が無い場合、期限から1か月を目処に再通知
	○ 要是正指摘所有者のうち、 <u>要是正事項について具体的な改善を予定している者</u> に対しては、定期調査報告書の「受理証」に改善措置を促す文章（「指摘事項について、計画的に改善等の措置を講じてください。」）が刻印されたゴム印を押印し交付 ○ <u>平成27年度から、上欄のうち、屋外広告物等の落下が危惧される場合に、文書（札幌市建築安全推進課長名）</u> により改善を指導	○ 改善完了報告書等を求めている（定期調査報告書に改善予定時期を明記し、具体的に改善の意思を示しているため）。 同上
旭川市	○ 要是正指摘所有者 <u>全員</u> に対し、 <u>文書（旭川市長名）</u> による改善を指導	○ 「要是正」の指摘事項が <u>屋外広告物や外壁材の落下のおそれがある場合や非常時に人的被害のおそれがある場合に、改善計画報告書の提出を指導</u> （左記の文書に付記） ※ 通知後約45日経過しても未提出の場合、電話により督促 ○ 改善完了報告書は求めている（次回の定期調査報告や防災査察等で確認のため）。
函館市	○ 要是正指摘所有者 <u>全員</u> に対し、定期調査報告書の副本に改善措置を促す文章（「要是正項目について、改善してください。」）が刻印されたゴム印を押印し返戻	○ 改善完了報告書等を求めている。
小樽市	○ 要是正指摘所有者 <u>全員</u> に対し、 <u>文書（小樽市長名）</u> により改善を指導	○ 改善完了報告書等を求めている。

(注) 1 当局の調査結果による。
2 下線は当局が付した。

表 2-(3)-イ-⑥-iii 改善完了報告書の未提出者に対する督促の実施状況

事項 自治体	督促の 有 無	改善完了報告書（計画書を含む。）の未提出者に対する督促の実施状況
北海道 空知総合振興局	無	<p>北海道空知総合振興局では、要是正指摘所有者全員に対し、文書により改善指導を行うとともに、要是正指摘事項の改善が完了した後に、「改善事項の完了報告」の提出を求めているが、未提出の者に対して督促を実施していない。</p> <p>同局において、平成 26 年度から 28 年度までの間の 3 か年で、屋外広告物に関し「改善事項の完了報告」の提出を求めた案件は、延べ 17 件（26 年度 6 件、27 年度 4 件、28 年度 7 件）となっているが、当局の調査日現在、すべて未提出となっている。</p> <p>この理由について、同局では、他の事務を兼務しながら定期調査報告に係る事務を 1 人で実施し体制的な余裕がない等のためとしている。</p> <p>また、同局が定期調査報告に係る事務処理に当たって基づくものとされている「定期報告業務事務処理の手引き」（北海道建設指導課が独自に作成）において、改善事項の完了報告が未提出の場合の対応が規定されていない。</p>
札幌市	有	<p>札幌市は、「定期報告業務マニュアル」を独自に作成し、それに基づいて定期調査報告の事務処理を行っている。当該マニュアルでは、要是正指摘事項のうち具体的な改善予定がない場合に、その要是正指摘所有者に対し文書により改善指導を行うとともに、期限（文書発出から約 45 日以内）を付して、要是正指摘事項に係る改善完了報告書の提出を求めることとなっている（※）。また、提出期限を超過しても未提出の場合、期限から 1 か月を目処に「改善通知書（再通知）」を送付し、督促を行うこととなっている。</p> <p>※ 提出期限以内に、要是正指摘事項の改善が完了しない場合は、「改善計画報告書」を提出した上で、完了後に改善完了報告書を提出することとなっている。</p> <p>なお、札幌市において、平成 26 年度から 28 年度までの間の 3 か年で、屋外広告物に関し改善完了報告書の提出を求めた案件はない。他の部位に関して改善完了報告書の提出を求めた案件は計 56 件で、これらのうち 75% に当たる 42 件の案件について改善完了報告書又は改善計画報告書が提出されている（当局の調査日現在）。</p>
旭川市	有	<p>旭川市は、「要是正」の指摘事項が屋外広告物や外壁材の落下のおそれがある場合や非常時に人的被害のおそれがある場合に、その要是正指摘所有者に対し、文書により改善指導を行うとともに、改善計画報告書の提出を求めている。同市では、当該文書に改善計画報告書の提出期限を付記していないが、要是正指摘所有者が改善計画を作成するために必要な業者との打ち合わせ等を考慮して、文書発送から 1 か月半程度経過しても未提出の場合に督促を行うとしている。</p> <p>なお、同市において、平成 26 年度から 28 年度までの間の 3 か年で、屋外広告物に関し改善計画報告書の提出を求めた案件は 1 件あり、改善計画報告書が提出されている。</p>

（注）当局の調査結果による。